

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 7 0 1 号  
発行日 令和 2 年 1 1 月 2 日  
発行所 綾部市役所

## 目 次

### ○告 示

- ・ 令和 2 年 9 月綾部市議会定例  
会において議決を経た予算及  
び認定された決算の要領の公  
表  
(財政課)・・・ 1
- ・ 令和 2 年綾部市議会 1 0 月臨  
時会招集告示  
(総務課)・・・ 2
- ・ 令和 2 年 9 月末における財政  
に関する事項の公表について  
(財政課)・・・ 3
- ・ あやべ応援寄附金（ふるさと  
納税）事業に係る指定代理納  
付者の指定告示  
(秘書広報課)・・・ 31

### ○公 告

- ・ 綾部市下水道排水設備指定業  
者規程に基づく指定業者の公  
表  
(下水道課)・・・ 32
- ・ 所有者の判明しない動物の収  
容について  
(保健推進課)・・・ 33
- ・ 所有者の判明しない動物の収  
容について  
(保健推進課)・・・ 34
- ・ 綾部市水道事業窓口業務等委  
託に関する公募型プロポーザ  
ルの実施について  
(上水道課)・・・ 35

- ・ 市道仁和坊口線（六反田橋）  
橋梁更新工事と六反田橋水管  
橋布設替工事条件付一般競争  
入札について  
(監理課)・・・ 66
- ・ マンホールポンプ設置（2－  
2）工事条件付一般競争入札  
について  
(監理課)・・・ 76
- ・ 浄化槽設置工事その 3 条件付  
一般競争入札について  
(監理課)・・・ 86
- ・ 浄化槽設置工事その 4 条件付  
一般競争入札について  
(監理課)・・・ 97
- ・ 浄化槽設置工事その 5 条件付  
一般競争入札について  
(監理課)・・・ 107
- ・ 公示送達  
(市民・国保課)・・・ 117
- ・ インフルエンザ予防接種の実  
施について  
(保健推進課)・・・ 118
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基  
づく農用地利用集積計画の縦  
覧について  
(農業委員会)・・・ 119
- ・ 綾部市下水道排水設備指定業  
者規程に基づく指定業者の公  
表  
(下水道課)・・・ 120
- ・ 住民票職権消除者公告  
(市民・国保課)・・・ 121
- ・ 綾部農業振興地域整備計画の  
変更に伴う縦覧について  
(農林課)・・・ 122

|                                             |               |
|---------------------------------------------|---------------|
| ・綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表                | (下水道課)・・・123  |
| ・市道中筋宮の前線（姫渡橋）<br>橋梁補修工事条件付一般競争<br>入札について   | (監理課)・・・124   |
| ・山の神池改修工事条件付一般<br>競争入札について                  | (監理課)・・・134   |
| ・あやべ球場防災照明整備工事<br>条件付一般競争入札について             | (監理課)・・・144   |
| ・マンホールポンプ設置（2－<br>1）工事条件付一般競争入札<br>について     | (監理課)・・・154   |
| ・浄化槽設置工事その6条件付<br>一般競争入札について                | (監理課)・・・164   |
| ・公示送達                                       | (税務課)・・・174   |
| ・公示送達                                       | (税務課)・・・175   |
| ・所有者の判明しない動物の収<br>容について                     | (保健推進課)・・・176 |
| ・所有者の判明しない動物の収<br>容について                     | (保健推進課)・・・177 |
| ・綾部市モバイルルータ調達業<br>務に関する公募型プロポーザ<br>ルの実施について | (学校教育課)・・・178 |
| ○教育委員会告示                                    |               |
| ・令和2年度第8回綾部市教育<br>委員会招集告示                   | ・・・193        |

|                           |
|---------------------------|
| ・令和2年度第9回綾部市教育<br>委員会招集告示 |
|---------------------------|

綾部市告示第 1 6 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項及び第 2 3 3 条第 6 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月綾部市議会定例会において議決を経た予算及び認定された決算の要領を次のとおり公表する。

令和 2 年 1 0 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 2 年度綾部市一般会計補正予算（第 7 号）
- 2 令和元年度綾部市一般会計歳入歳出決算
- 3 令和元年度綾部市市立診療所等特別会計歳入歳出決算
- 4 令和元年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算
- 5 令和元年度綾部市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 6 令和元年度綾部市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 7 令和元年度綾部市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 8 令和元年度綾部市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 9 令和元年度綾部市簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 1 0 令和元年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- 1 1 令和元年度綾部市上水道事業決算
- 1 2 令和元年度綾部市下水道事業決算
- 1 3 令和元年度綾部市病院事業決算

（以下揭示済）

綾部市告示第 1 7 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条及び第 1 0 2 条の規定に基づき、次の事件について、令和 2 年 1 0 月 2 6 日綾部市議会臨時会を綾部市に招集する。

令和 2 年 1 0 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 市道宮代豊里線整備事業に伴う山陰本線綾部構内井倉踏切拡幅工事施行に関する基本協定の締結について
- 2 動産の取得について

綾部市告示第 1 7 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月末における財政に関する事項を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 1 0 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

# ■ 令和2年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

## 一般会計

|      |                  |
|------|------------------|
| 歳入合計 | 11,051,204,151 円 |
| 歳出合計 | 10,031,012,520 円 |
| 差引残高 | 1,020,191,631 円  |

## 歳 入

(単位:円)

| 科 目             | 予 算 額          | 収 入 額          | 未 収 入 額        | 比率(%) |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 市 税             | 4,509,811,000  | 2,815,962,259  | 1,693,848,741  | 62.4  |
| 地 方 譲 与 税       | 195,000,000    | 63,404,000     | 131,596,000    | 32.5  |
| 利 子 割 交 付 金     | 3,000,000      | 1,195,000      | 1,805,000      | 39.8  |
| 配 当 割 交 付 金     | 23,000,000     | 6,244,000      | 16,756,000     | 27.1  |
| 株式等譲渡所得割交付金     | 12,000,000     | 0              | 12,000,000     | 0.0   |
| 法 人 事 業 税 交 付 金 | 38,000,000     | 24,414,000     | 13,586,000     | 64.2  |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 759,000,000    | 402,081,000    | 356,919,000    | 53.0  |
| 環 境 性 能 割 交 付 金 | 56,000,000     | 6,138,000      | 49,862,000     | 11.0  |
| 地 方 特 例 交 付 金   | 18,000,000     | 37,634,000     | △ 19,634,000   | 209.1 |
| 地 方 交 付 税       | 4,623,167,000  | 3,051,995,000  | 1,571,172,000  | 66.0  |
| 交通安全対策特別交付金     | 4,500,000      | 2,031,000      | 2,469,000      | 45.1  |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 35,050,000     | 13,313,104     | 21,736,896     | 38.0  |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 400,572,000    | 191,585,291    | 208,986,709    | 47.8  |
| 国 庫 支 出 金       | 6,785,278,662  | 4,167,057,302  | 2,618,221,360  | 61.4  |
| 府 支 出 金         | 1,815,461,150  | 86,105,382     | 1,729,355,768  | 4.7   |
| 財 産 収 入         | 41,189,000     | 10,277,302     | 30,911,698     | 25.0  |
| 寄 附 金           | 30,824,000     | 45,243,753     | △ 14,419,753   | 146.8 |
| 繰 入 金           | 1,061,787,200  | 0              | 1,061,787,200  | 0.0   |
| 繰 越 金           | 37,601,000     | 37,601,005     | △ 5            | 100.0 |
| 諸 収 入           | 234,057,000    | 88,731,796     | 145,325,204    | 37.9  |
| 市 債             | 1,407,000,000  | 0              | 1,407,000,000  | 0.0   |
| 自動車取得税交付金       | 0              | 190,957        | △ 190,957      | 皆増    |
| 歳 入 合 計         | 22,090,298,012 | 11,051,204,151 | 11,039,093,861 | 50.0  |

## 歳 出

(単位:円)

| 科 目         | 予 算 額          | 支 出 額          | 残 額            | 比率(%) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 議 会 費       | 173,243,000    | 99,447,253     | 73,795,747     | 57.4  |
| 総 務 費       | 2,557,621,030  | 972,164,241    | 1,585,456,789  | 38.0  |
| 民 生 費       | 9,424,575,662  | 5,351,142,040  | 4,073,433,622  | 56.8  |
| 衛 生 費       | 1,935,054,200  | 568,173,798    | 1,366,880,402  | 29.4  |
| 労 働 費       | 44,999,000     | 38,966,954     | 6,032,046      | 86.6  |
| 農 林 水 産 業 費 | 756,804,150    | 189,859,417    | 566,944,733    | 25.1  |
| 商 工 費       | 657,874,000    | 219,083,464    | 438,790,536    | 33.3  |
| 土 木 費       | 2,215,648,000  | 1,124,451,715  | 1,091,196,285  | 50.8  |
| 消 防 費       | 721,540,400    | 309,990,263    | 411,550,137    | 43.0  |
| 教 育 費       | 2,188,139,760  | 521,307,523    | 1,666,832,237  | 23.8  |
| 災 害 復 旧 費   | 123,536,000    | 22,827,400     | 100,708,600    | 18.5  |
| 公 債 費       | 1,273,143,000  | 613,598,452    | 659,544,548    | 48.2  |
| 予 備 費       | 18,119,810     | 0              | 18,119,810     | 0.0   |
| 歳 出 合 計     | 22,090,298,012 | 10,031,012,520 | 12,059,285,492 | 45.4  |

# ■令和2年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

市立診療所等特別会計

|      |               |
|------|---------------|
| 歳入合計 | 5,047,054 円   |
| 歳出合計 | 14,400,867 円  |
| 差引残高 | △ 9,353,813 円 |

歳 入

(単位:円)

| 科 目             | 予 算 額      | 収 入 額     | 未 収 入 額    | 比率(%) |
|-----------------|------------|-----------|------------|-------|
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 13,156,000 | 5,028,354 | 8,127,646  | 38.2  |
| 府 支 出 金         | 5,460,000  | 0         | 5,460,000  | 0.0   |
| 繰 入 金           | 17,768,000 | 0         | 17,768,000 | 0.0   |
| 諸 収 入           | 63,000     | 18,700    | 44,300     | 29.7  |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
| 歳 入 合 計         | 36,447,000 | 5,047,054 | 31,399,946 | 13.8  |

歳 出

(単位:円)

| 科 目                 | 予 算 額      | 支 出 額      | 残 額        | 比率(%) |
|---------------------|------------|------------|------------|-------|
| 休 日 医 療 対 策 費       | 521,000    | 177,483    | 343,517    | 34.1  |
| 上 林 歯 科 診 療 所 運 営 費 | 9,631,000  | 4,069,027  | 5,561,973  | 42.2  |
| 市 立 診 療 所 運 営 費     | 26,195,000 | 10,154,357 | 16,040,643 | 38.8  |
| 予 備 費               | 100,000    | 0          | 100,000    | 0.0   |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
|                     |            |            |            |       |
| 歳 出 合 計             | 36,447,000 | 14,400,867 | 22,046,133 | 39.5  |

# ■令和2年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

農林業者労働災害共済特別会計

|      |             |
|------|-------------|
| 歳入合計 | 3,600,765 円 |
| 歳出合計 | 2,272,180 円 |
| 差引残高 | 1,328,585 円 |

歳 入 (単位:円)

| 科 目         | 予 算 額     | 収 入 額     | 未 収 入 額 | 比率(%) |
|-------------|-----------|-----------|---------|-------|
| 共 済 会 費 収 入 | 2,070,000 | 1,971,000 | 99,000  | 95.2  |
| 財 産 収 入     | 2,000     | 304       | 1,696   | 15.2  |
| 繰 入 金       | 729,000   | 0         | 729,000 | 0.0   |
| 繰 越 金       | 1,630,000 | 1,629,461 | 539     | 100.0 |
| 諸 収 入       | 1,000     | 0         | 1,000   | 0.0   |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
|             |           |           |         |       |
| 歳 入 合 計     | 4,432,000 | 3,600,765 | 831,235 | 81.2  |

歳 出 (単位:円)

| 科 目     | 予 算 額     | 支 出 額     | 残 額       | 比率(%) |
|---------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 事 業 費   | 4,332,000 | 2,272,180 | 2,059,820 | 52.5  |
| 予 備 費   | 100,000   | 0         | 100,000   | 0.0   |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
|         |           |           |           |       |
| 歳 出 合 計 | 4,432,000 | 2,272,180 | 2,159,820 | 51.3  |



# ■令和2年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

国民健康保険特別会計

|      |                 |
|------|-----------------|
| 歳入合計 | 1,352,375,470 円 |
| 歳出合計 | 1,318,585,239 円 |
| 差引残高 | 33,790,231 円    |

歳 入

(単位:円)

| 科 目             | 予 算 額         | 収 入 額         | 未 収 入 額       | 比率(%) |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 国 民 健 康 保 険 料   | 544,453,000   | 213,054,072   | 331,398,928   | 39.1  |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 233,000       | 66,100        | 166,900       | 28.4  |
| 府 支 出 金         | 2,849,708,000 | 1,135,422,000 | 1,714,286,000 | 39.8  |
| 財 産 収 入         | 31,000        | 4,983         | 26,017        | 16.1  |
| 繰 入 金           | 355,506,000   | 0             | 355,506,000   | 0.0   |
| 繰 越 金           | 460,000       | 459,499       | 501           | 99.9  |
| 諸 収 入           | 3,703,000     | 3,368,816     | 334,184       | 91.0  |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
| 歳 入 合 計         | 3,754,094,000 | 1,352,375,470 | 2,401,718,530 | 36.0  |

歳 出

(単位:円)

| 科 目          | 予 算 額         | 支 出 額         | 残 額           | 比率(%) |
|--------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 総 務 費        | 57,314,000    | 19,223,515    | 38,090,485    | 33.5  |
| 保 険 給 付 費    | 2,834,441,000 | 1,071,932,794 | 1,762,508,206 | 37.8  |
| 国民健康保険事業費納付金 | 796,576,000   | 212,432,479   | 584,143,521   | 26.7  |
| 保 健 事 業 費    | 58,168,000    | 12,971,009    | 45,196,991    | 22.3  |
| 基 金 積 立 金    | 490,000       | 464,482       | 25,518        | 94.8  |
| 公 債 費        | 103,000       | 0             | 103,000       | 0.0   |
| 諸 支 出 金      | 3,002,000     | 1,560,960     | 1,441,040     | 52.0  |
| 予 備 費        | 4,000,000     | 0             | 4,000,000     | 0.0   |
|              |               |               |               |       |
|              |               |               |               |       |
|              |               |               |               |       |
|              |               |               |               |       |
|              |               |               |               |       |
|              |               |               |               |       |
|              |               |               |               |       |
|              |               |               |               |       |
| 歳 出 合 計      | 3,754,094,000 | 1,318,585,239 | 2,435,508,761 | 35.1  |

# ■令和2年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

介護保険特別会計

|      |                 |
|------|-----------------|
| 歳入合計 | 1,884,805,397 円 |
| 歳出合計 | 1,999,571,557 円 |
| 差引残高 | △ 114,766,160 円 |

歳 入

(単位:円)

| 科 目             | 予 算 額         | 収 入 額         | 未 収 入 額       | 比率(%) |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 保 険 料           | 831,771,000   | 418,878,324   | 412,892,676   | 50.4  |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 51,000        | 20,700        | 30,300        | 40.6  |
| 国 庫 支 出 金       | 1,271,281,000 | 580,420,000   | 690,861,000   | 45.7  |
| 支 払 基 金 交 付 金   | 1,271,931,000 | 547,023,000   | 724,908,000   | 43.0  |
| 府 支 出 金         | 697,950,000   | 252,770,000   | 445,180,000   | 36.2  |
| 財 産 収 入         | 658,000       | 758           | 657,242       | 0.1   |
| 繰 入 金           | 888,767,000   | 0             | 888,767,000   | 0.0   |
| 繰 越 金           | 85,445,000    | 85,444,034    | 966           | 100.0 |
| 諸 収 入           | 642,000       | 248,581       | 393,419       | 38.7  |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
|                 |               |               |               |       |
| 歳 入 合 計         | 5,048,496,000 | 1,884,805,397 | 3,163,690,603 | 37.3  |

歳 出

(単位:円)

| 科 目           | 予 算 額         | 支 出 額         | 残 額           | 比率(%) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 総 務 費         | 92,118,000    | 39,770,692    | 52,347,308    | 43.2  |
| 保 険 給 付 費     | 4,551,541,000 | 1,778,651,778 | 2,772,889,222 | 39.1  |
| 地 域 支 援 事 業 費 | 262,927,000   | 86,716,699    | 176,210,301   | 33.0  |
| 基 金 積 立 金     | 94,288,000    | 93,631,629    | 656,371       | 99.3  |
| 公 債 費         | 165,000       | 3,279         | 161,721       | 2.0   |
| 諸 支 出 金       | 27,457,000    | 797,480       | 26,659,520    | 2.9   |
| 予 備 費         | 20,000,000    | 0             | 20,000,000    | 0.0   |
|               |               |               |               |       |
|               |               |               |               |       |
|               |               |               |               |       |
|               |               |               |               |       |
|               |               |               |               |       |
|               |               |               |               |       |
|               |               |               |               |       |
|               |               |               |               |       |
| 歳 出 合 計       | 5,048,496,000 | 1,999,571,557 | 3,048,924,443 | 39.6  |

# ■ 令和2年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

後期高齢者医療特別会計

|      |               |
|------|---------------|
| 歳入合計 | 184,587,780 円 |
| 歳出合計 | 181,807,955 円 |
| 差引残高 | 2,779,825 円   |

歳 入

(単位:円)

| 科 目        | 予 算 額       | 収 入 額       | 未 収 入 額     | 比率(%) |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 後期高齢者医療保険料 | 443,052,000 | 174,761,117 | 268,290,883 | 39.4  |
| 使用料及び手数料   | 37,000      | 6,900       | 30,100      | 18.6  |
| 繰入金        | 177,987,000 | 0           | 177,987,000 | 0.0   |
| 繰越金        | 9,808,000   | 9,807,817   | 183         | 100.0 |
| 諸収入        | 1,353,000   | 11,946      | 1,341,054   | 0.9   |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
|            |             |             |             |       |
| 歳入合計       | 632,237,000 | 184,587,780 | 447,649,220 | 29.2  |

歳 出

(単位:円)

| 科 目            | 予 算 額       | 支 出 額       | 残 額         | 比率(%) |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 総務費            | 2,832,000   | 1,269,407   | 1,562,593   | 44.8  |
| 後期高齢者医療広域連合納付金 | 623,155,000 | 180,254,945 | 442,900,055 | 28.9  |
| 諸支出金           | 1,250,000   | 283,603     | 966,397     | 22.7  |
| 予備費            | 5,000,000   | 0           | 5,000,000   | 0.0   |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
|                |             |             |             |       |
| 歳出合計           | 632,237,000 | 181,807,955 | 450,429,045 | 28.8  |

# ■令和2年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

駐車場特別会計

|      |             |
|------|-------------|
| 歳入合計 | 4,282,539 円 |
| 歳出合計 | 2,891,625 円 |
| 差引残高 | 1,390,914 円 |

歳 入

(単位:円)

| 科 目             | 予 算 額      | 収 入 額     | 未 収 入 額    | 比率(%) |
|-----------------|------------|-----------|------------|-------|
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 18,839,000 | 4,282,150 | 14,556,850 | 22.7  |
| 財 産 収 入         | 2,000      | 389       | 1,611      | 19.5  |
| 諸 収 入           | 43,000     | 0         | 43,000     | 0.0   |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
|                 |            |           |            |       |
| 歳 入 合 計         | 18,884,000 | 4,282,539 | 14,601,461 | 22.7  |

歳 出

(単位:円)

| 科 目       | 予 算 額      | 支 出 額     | 残 額        | 比率(%) |
|-----------|------------|-----------|------------|-------|
| 運 営 管 理 費 | 10,784,000 | 2,891,625 | 7,892,375  | 26.8  |
| 事 業 費     | 8,000,000  | 0         | 8,000,000  | 0.0   |
| 予 備 費     | 100,000    | 0         | 100,000    | 0.0   |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
| 歳 出 合 計   | 18,884,000 | 2,891,625 | 15,992,375 | 15.3  |

## ■令和2年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

住宅・工業団地事業特別会計

|      |            |   |
|------|------------|---|
| 歳入合計 | 29,512,900 | 円 |
| 歳出合計 | 4,374,587  | 円 |
| 差引残高 | 25,138,313 | 円 |

歳入

(単位:円)

| 科 目     | 予 算 額      | 収 入 額      | 未 収 入 額    | 比率(%) |
|---------|------------|------------|------------|-------|
| 財 産 収 入 | 40,665,000 | 29,512,900 | 11,152,100 | 72.6  |
| 諸 収 入   | 237,000    | 0          | 237,000    | 0.0   |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
|         |            |            |            |       |
| 歳 入 合 計 | 40,902,000 | 29,512,900 | 11,389,100 | 72.2  |

歲出

(単位:円)

| 科 目       | 予 算 額      | 支 出 額     | 残 額        | 比率(%) |
|-----------|------------|-----------|------------|-------|
| 総 務 費     | 25,457,000 | 162,920   | 25,294,080 | 0.6   |
| 販 売 促 進 費 | 14,945,000 | 4,211,667 | 10,733,333 | 28.2  |
| 予 備 費     | 500,000    | 0         | 500,000    | 0.0   |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
|           |            |           |            |       |
| 歳 出 合 計   | 40,902,000 | 4,374,587 | 36,527,413 | 10.7  |

令和2年度  
財産に関する調書

(令和2年9月30日現在)

綾 部 市

財 産 に 関 す る 調 査 書

1 公 有 財 産  
(1) 土 地 及 び 建 物

総 括

| 区 分       | 土 地 (地 積) |              |             | 建 造 (延面積)    |          |           | 非 木 造 (延面積) |          |           | 物 面 積 計   |          |           |
|-----------|-----------|--------------|-------------|--------------|----------|-----------|-------------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|
|           | 前年度末現在高   | 年度末現在高増減     | 期中現在高       | 前年度末現在高      | 年度末現在高増減 | 期中現在高     | 前年度末現在高     | 年度末現在高増減 | 期中現在高     | 前年度末現在高   | 年度末現在高増減 | 期中現在高     |
|           | ㎡         | ㎡            | ㎡           | ㎡            | ㎡        | ㎡         | ㎡           | ㎡        | ㎡         | ㎡         | ㎡        | ㎡         |
| 本 区       | 本 庁 舎     | 8,916.17     | 0.00        | 8,916.17     | 0.00     | 109.90    | 7,848.75    | 0.00     | 7,848.75  | 7,958.65  | 0.00     | 7,958.65  |
|           |           | 24,371.90    | 23.42       | 24,395.32    | 0.00     | 938.04    | 3,704.54    | 0.00     | 3,704.54  | 4,642.58  | 0.00     | 4,642.58  |
|           | 警察(消防)施設  | 182,360.45   | 0.00        | 182,360.45   | 0.00     | 116.80    | 9,557.34    | 0.00     | 9,557.34  | 9,674.14  | 0.00     | 9,674.14  |
|           | その他の施設    | 237,679.88   | 0.00        | 237,679.88   | 0.00     | 4,668.25  | 59,900.70   | 0.00     | 59,900.70 | 64,568.95 | 0.00     | 64,568.95 |
|           | 学 校       | 53,875.32    | △ 153.58    | 53,721.74    | △ 126.38 | 9,401.18  | 5,359.39    | 0.00     | 5,359.39  | 14,886.95 | △ 126.38 | 14,760.57 |
| 公 共 用 財 産 | 公 営 住 宅   | 324,988.32   | 0.00        | 324,988.32   | 0.00     | 525.97    | 7,348.21    | 0.00     | 7,348.21  | 7,874.18  | 0.00     | 7,874.18  |
|           | 公 園       | 1,904,763.39 | △ 10,451.04 | 1,894,312.35 | △ 7.80   | 22,785.05 | 47,766.00   | △ 814.26 | 46,951.74 | 70,551.05 | △ 822.06 | 69,728.99 |
|           | その他の施設    | 1,039,830.38 | △ 499.00    | 1,039,331.38 | -        | -         | -           | -        | -         | -         | -        | -         |
| 山         | 林         | 0.00         | 0.00        | 0.00         | -        | -         | -           | -        | -         | -         | -        | -         |
|           | 田         | 0.00         | 0.00        | 0.00         | -        | -         | -           | -        | -         | -         | -        | -         |
|           | 畑         | 0.00         | 0.00        | 0.00         | -        | -         | -           | -        | -         | -         | -        | -         |

| 区 分   | 土 地 (地 積)     |             |             | 建 造 (延面積)     |           |          |           | 非 木 造 (延面積)  |            |          |            | 物 延 面 積 計    |          |            |            |
|-------|---------------|-------------|-------------|---------------|-----------|----------|-----------|--------------|------------|----------|------------|--------------|----------|------------|------------|
|       | 前年度末現在高       | 増減          | 中間高         | 令和2年9月30日現在高  | 前年度末現在高   | 増減       | 中間高       | 令和2年9月30日現在高 | 前年度末現在高    | 増減       | 中間高        | 令和2年9月30日現在高 | 前年度末現在高  | 増減         | 中間高        |
| 原 野   | ㎡<br>4,100.91 | 0.00        | ㎡<br>0.00   | ㎡<br>4,100.91 | ㎡<br>-    | -        | ㎡<br>-    | ㎡<br>-       | ㎡<br>-     | -        | ㎡<br>-     | ㎡<br>-       | ㎡<br>-   | -          | ㎡<br>-     |
| 雑 地   | 12,033.47     | 0.00        | 0.00        | 12,033.47     | -         | -        | -         | -            | -          | -        | -          | -            | -        | -          | -          |
| 宅 地   | 15,963.96     | 68.94       | 0.00        | 16,032.90     | -         | -        | -         | -            | -          | -        | -          | -            | -        | -          | -          |
| 池     | 85,545.00     | 0.00        | 0.00        | 85,545.00     | -         | -        | -         | -            | -          | -        | -          | -            | -        | -          | -          |
| 墓 地   | 14,737.61     | 0.00        | 0.00        | 14,737.61     | -         | -        | -         | -            | -          | -        | -          | -            | -        | -          | -          |
| そ の 他 | 54,586.60     | 0.00        | 0.00        | 54,586.60     | -         | -        | -         | -            | -          | -        | -          | -            | -        | -          | -          |
| 建 物   | -             | -           | -           | -             | 2,175.25  | 0.00     | 0.00      | 2,175.25     | 6,358.90   | 0.00     | 0.00       | 6,358.90     | 8,534.15 | 0.00       | 0.00       |
| 合 計   | 3,963,753.36  | △ 11,011.26 | △ 11,011.26 | 3,952,742.10  | 40,846.82 | △ 134.18 | 40,712.64 | 147,843.83   | 147,843.83 | △ 814.26 | 147,029.57 | 188,690.65   | △ 948.44 | 187,742.21 | 187,742.21 |



行 政 財 産

| 区 分                      | 土 地 (地 積)    |              |             |              | 建 造 (延面積) |          |    |              | 非 木 造 (延面積) |          |    |              | 物 面 積 計    |          |    |              |
|--------------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|-----------|----------|----|--------------|-------------|----------|----|--------------|------------|----------|----|--------------|
|                          | 前年度末現在高      | 増減           | 中間          | 令和2年9月30日現在高 | 前年度末現在高   | 増減       | 中間 | 令和2年9月30日現在高 | 前年度末現在高     | 増減       | 中間 | 令和2年9月30日現在高 | 前年度末現在高    | 増減       | 中間 | 令和2年9月30日現在高 |
|                          | ㎡            | ㎡            | ㎡           | ㎡            | ㎡         | ㎡        | ㎡  | ㎡            | ㎡           | ㎡        | ㎡  | ㎡            | ㎡          | ㎡        | ㎡  | ㎡            |
| 本 庁 舎                    | 8,916.17     | 0.00         |             | 8,916.17     | 109.90    | 0.00     |    | 109.90       | 7,848.75    | 0.00     |    | 7,848.75     | 7,958.65   | 0.00     |    | 7,958.65     |
| そ 行<br>の 政<br>他 機<br>の 関 | 警察(消防)施設     | 24,371.90    | 23.42       | 24,395.32    | 938.04    | 0.00     |    | 938.04       | 3,704.54    | 0.00     |    | 3,704.54     | 4,642.58   | 0.00     |    | 4,642.58     |
|                          | そ の 他 の 施設   | 182,360.45   | 0.00        | 182,360.45   | 116.80    | 0.00     |    | 116.80       | 9,557.34    | 0.00     |    | 9,557.34     | 9,674.14   | 0.00     |    | 9,674.14     |
|                          | 学 校          | 237,679.88   | 0.00        | 237,679.88   | 4,668.25  | 0.00     |    | 4,668.25     | 59,900.70   | 0.00     |    | 59,900.70    | 64,568.95  | 0.00     |    | 64,568.95    |
| 公 共 用 財 産                | 公 営 住 宅      | 53,875.32    | △ 153.58    | 53,721.74    | 9,527.56  | △ 126.38 |    | 9,401.18     | 5,359.39    | 0.00     |    | 5,359.39     | 14,886.95  | △ 126.38 |    | 14,760.57    |
|                          | 公 園          | 324,988.32   | 0.00        | 324,988.32   | 525.97    | 0.00     |    | 525.97       | 7,348.21    | 0.00     |    | 7,348.21     | 7,874.18   | 0.00     |    | 7,874.18     |
|                          | そ の 他 の 施設   | 1,904,763.39 | △ 10,451.04 | 1,894,312.35 | 22,785.05 | △ 7.80   |    | 22,777.25    | 47,766.00   | △ 814.26 |    | 46,951.74    | 70,551.05  | △ 822.06 |    | 69,728.99    |
| 合 計                      | 2,736,955.43 | △ 10,581.20  |             | 2,726,374.23 | 38,671.57 | △ 134.18 |    | 38,537.39    | 141,484.93  | △ 814.26 |    | 140,670.67   | 180,156.50 | △ 948.44 |    | 179,208.06   |

普 通 財 産

| 区 分   | 土 地 (地 積)    |          |      |              | 建 造 (延面積) |      |      |              | 非 木 造 (延面積) |      |      |              | 物 面 積 計  |      |      |              |
|-------|--------------|----------|------|--------------|-----------|------|------|--------------|-------------|------|------|--------------|----------|------|------|--------------|
|       | 前年度末現在高      | 増減       | 中間高  | 令和2年9月30日現在高 | 前年度末現在高   | 増減   | 中間高  | 令和2年9月30日現在高 | 前年度末現在高     | 増減   | 中間高  | 令和2年9月30日現在高 | 前年度末現在高  | 増減   | 中間高  | 令和2年9月30日現在高 |
|       | ㎡            | ㎡        | ㎡    | ㎡            | ㎡         | ㎡    | ㎡    | ㎡            | ㎡           | ㎡    | ㎡    | ㎡            | ㎡        | ㎡    | ㎡    | ㎡            |
| 山 林   | 1,039,830.38 | △ 499.00 | 0.00 | 1,039,331.38 | -         | -    | -    | -            | -           | -    | -    | -            | -        | -    | -    | -            |
| 田     | 0.00         | 0.00     | 0.00 | 0.00         | -         | -    | -    | -            | -           | -    | -    | -            | -        | -    | -    | -            |
| 畑     | 0.00         | 0.00     | 0.00 | 0.00         | -         | -    | -    | -            | -           | -    | -    | -            | -        | -    | -    | -            |
| 原 野   | 4,100.91     | 0.00     | 0.00 | 4,100.91     | -         | -    | -    | -            | -           | -    | -    | -            | -        | -    | -    | -            |
| 雑 種 地 | 12,033.47    | 0.00     | 0.00 | 12,033.47    | -         | -    | -    | -            | -           | -    | -    | -            | -        | -    | -    | -            |
| 宅 地   | 15,963.96    | 68.94    | 0.00 | 16,032.90    | -         | -    | -    | -            | -           | -    | -    | -            | -        | -    | -    | -            |
| 池     | 85,545.00    | 0.00     | 0.00 | 85,545.00    | -         | -    | -    | -            | -           | -    | -    | -            | -        | -    | -    | -            |
| 墓 地   | 14,737.61    | 0.00     | 0.00 | 14,737.61    | -         | -    | -    | -            | -           | -    | -    | -            | -        | -    | -    | -            |
| そ の 他 | 54,586.60    | 0.00     | 0.00 | 54,586.60    | -         | -    | -    | -            | -           | -    | -    | -            | -        | -    | -    | -            |
| 建 物   | -            | -        | -    | -            | 2,175.25  | 0.00 | 0.00 | 2,175.25     | 6,358.90    | 0.00 | 0.00 | 6,358.90     | 8,534.15 | 0.00 | 0.00 | 8,534.15     |
| 合 計   | 1,226,797.93 | △ 430.06 | 0.00 | 1,226,367.87 | 2,175.25  | 0.00 | 0.00 | 2,175.25     | 6,358.90    | 0.00 | 0.00 | 6,358.90     | 8,534.15 | 0.00 | 0.00 | 8,534.15     |

(2) 山 林

| 土地の権利の区分    |   | 面 積          |                  |                         | 立 木 の 推 定 蓄 積 量 |                  |                         |
|-------------|---|--------------|------------------|-------------------------|-----------------|------------------|-------------------------|
|             |   | 前年度末現在高<br>㎡ | 期 間 中 増 減 高<br>㎡ | 令和2年9月30日<br>現 在 高<br>㎡ | 前年度末現在高<br>㎡    | 期 間 中 増 減 高<br>㎡ | 令和2年9月30日<br>現 在 高<br>㎡ |
| 所           | 有 | 1,039,830.38 | △ 499.00         | 1,039,331.38            | 14,146.10       | 212.19           | 14,358.29               |
| 分           | 収 | 0.00         | 0.00             | 0.00                    | 0.00            | 0.00             | 0.00                    |
| その他の権原によるもの |   | 0.00         | 0.00             | 0.00                    | 0.00            | 0.00             | 0.00                    |
| 合           | 計 | 1,039,830.38 | △ 499.00         | 1,039,331.38            | 14,146.10       | 212.19           | 14,358.29               |

(3) 動 産 該 当 な し

(4) 物 権

| 区 分   | 前 年 度 末 現 在 高<br>㎡ | 期 間 中 増 減 高<br>㎡ | 令 和 2 年 9 月 30 日 現 在 高<br>㎡ |
|-------|--------------------|------------------|-----------------------------|
| 温 泉 権 | 3.30               | 0.00             | 3.30                        |

(5) 無 体 財 産 権

| 区 分   | 前 年 度 末 現 在 高<br>件 | 期 間 中 増 減 高<br>件 | 令 和 2 年 9 月 30 日 現 在 高<br>件 |
|-------|--------------------|------------------|-----------------------------|
| 特 許 権 | 0                  | 0                | 0                           |
| 著 作 権 | 4                  | 0                | 4                           |

(6) 有 価 証 券 該 当 な し

(7) 出 資 に よ る 権 利

| 区                                | 分 | 前 年 度 末 現 在 高 | 期 間 中 増 減 高 | 令 和 2 年 9 月 30 日 現 在 高 |
|----------------------------------|---|---------------|-------------|------------------------|
| (株)エフエムあやべ出資金                    |   | 25,000        | 0           | 25,000                 |
| 地方公共団体金融機構出資金                    |   | 3,800         | 0           | 3,800                  |
| 北近畿タンゴ鉄道(株)出資金                   |   | 10,250        | 0           | 10,250                 |
| (公財)京都府暴力追放運動推進センター出捐金           |   | 2,432         | 0           | 2,432                  |
| (福)綾部市社会福祉協議会出資金(ボランティア基金)       |   | 25,000        | 0           | 25,000                 |
| (公財)綾部市医療公社出捐金                   |   | 100,000       | 0           | 100,000                |
| (株)水夢出資金                         |   | 50,000        | 0           | 50,000                 |
| (公社)京都府農業総合支援センター出資金             |   | 240           | 0           | 240                    |
| 京都府農業信用基金協会出資金                   |   | 10,800        | 0           | 10,800                 |
| (株)農夢出資金                         |   | 30,000        | 0           | 30,000                 |
| 綾部市森林組合出資金                       |   | 1,000         | 0           | 1,000                  |
| 京都信用保証協会出捐金                      |   | 22,739        | 0           | 22,739                 |
| (株)緑土出資金                         |   | 35,000        | 0           | 35,000                 |
| (一社)綾部工業団地振興センター出資金(ふれあい基金)      |   | 2,000         | 0           | 2,000                  |
| (公財)京都府中丹文化事業団出捐金                |   | 7,400         | 0           | 7,400                  |
| (一財)綾部市スポーツ協会出捐金                 |   | 20,000        | 0           | 20,000                 |
| (一社)京都府北部地域連携都市圏振興社出資金(綾部地域本部基金) |   | 2,851         | 0           | 2,851                  |
| 合 計                              |   | 348,512       | 0           | 348,512                |

2 物 品

| 区 分 |                     | 前年度末現在高 | 期間中増減高 |     | 令和2年9月30日現在高 |
|-----|---------------------|---------|--------|-----|--------------|
|     |                     |         | 増      | 減   |              |
| 乗   | 用 車                 | 14 台    | 0 台    | 0 台 | 14 台         |
| バ   | ス                   | 10 台    | 0 台    | 0 台 | 10 台         |
| ト   | ラ ッ ク               | 3 台     | 0 台    | 0 台 | 3 台          |
| ダ   | ン プ                 | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 小   | 型 貨 物 車             | 23 台    | 1 台    | 1 台 | 23 台         |
| グ   | レ ー ダ ー             | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 除   | 雪 車                 | 12 台    | 0 台    | 0 台 | 12 台         |
| 凍   | 結 防 止 剤 散 布 車       | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 清   | 掃 車                 | 4 台     | 0 台    | 0 台 | 4 台          |
| 環   | 境 衛 生 車             | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| フ   | ォ ー ク リ フ ト         | 2 台     | 0 台    | 0 台 | 2 台          |
| シ   | ョ ベ ル ロ ー ダ ー       | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| パ   | ワ ー シ ュ コ ン パ ク タ   | 3 台     | 0 台    | 0 台 | 3 台          |
| ト   | ラ ッ シ ュ コ ン パ ク タ   | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 軽   | 自 動 車               | 70 台    | 0 台    | 1 台 | 69 台         |
| 消   | 防 指 令 車             | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 救   | 急 車                 | 4 台     | 0 台    | 0 台 | 4 台          |
| 消   | 防 広 報 車             | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 消   | 防 指 揮 広 報 車         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 水   | 槽 付 消 防 自 動 車       | 3 台     | 0 台    | 0 台 | 3 台          |
| 資   | 機 材 搬 送 車           | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 救   | 助 工 作 車             | 2 台     | 0 台    | 0 台 | 2 台          |
| 消   | 防 ポ ン プ 自 動 車       | 15 台    | 0 台    | 0 台 | 15 台         |
| 消   | 防 積 載 車             | 40 台    | 0 台    | 0 台 | 40 台         |
| フ   | ロ ン 回 収 車           | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| リ   | フ ト 付 送 迎 車         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 乗   | 用 自 動 車<br>(車椅子仕様車) | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |

| 区 分           |    | 前年度末現在高 | 期間中増減高 |    | 令和2年9月30日現在高 |
|---------------|----|---------|--------|----|--------------|
|               |    |         | 増      | 減  |              |
| リフト付バス        | ス  | 2台      | 0台     | 0台 | 2台           |
| 保冷車           | 車  | 3台      | 0台     | 0台 | 3台           |
| 救助用ボート        | ト  | 4艘      | 4艘     | 0艘 | 8艘           |
| 小型動力ポンプ       | プ  | 40台     | 0台     | 0台 | 40台          |
| 原子力防災資機材備蓄用倉庫 | 倉庫 | 1棟      | 0棟     | 0棟 | 1棟           |
| 救急指令装置        | 置  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 救急資機材         | 材  | 3式      | 0式     | 0式 | 3式           |
| 監視テレビカメラ      | ラ  | 2台      | 0台     | 0台 | 2台           |
| 無線サイレン制御装置    | 置  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 一斉通報（自動呼出）装置  | 置  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 電話自動交換機       | 機  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 気象観測装置        | 置  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 放送装置          | 置  | 3台      | 0台     | 0台 | 3台           |
| 消火器使用法訓練装置    | 置  | 1式      | 0式     | 0式 | 1式           |
| 自家発電設備        | 備  | 1式      | 0式     | 0式 | 1式           |
| 救命士用訓練人形      | 形  | 1体      | 0体     | 0体 | 1体           |
| 救急用送信装置       | 置  | 1式      | 0式     | 0式 | 1式           |
| 半自動除細動器       | 器  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 三連梯子          | 子  | 1個      | 0個     | 0個 | 1個           |
| マット型空気ジャッキ    | キ  | 1個      | 0個     | 0個 | 1個           |
| 大型油圧救助器具      | 具  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 削岩機           | 機  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 緊急消防援助隊用資機材   | 材  | 2式      | 0式     | 0式 | 2式           |
| 消防団旗          | 旗  | 1棹      | 0棹     | 0棹 | 1棹           |
| 丁合機           | 機  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 大型電子複写機       | 機  | 2台      | 0台     | 0台 | 2台           |
| 複写機           | 機  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| カセットプリンタ      | タ  | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |

| 電 算 端 末 機                     |           | 12 台 | 0 台 | 0 台 | 12 台 |
|-------------------------------|-----------|------|-----|-----|------|
| ラ イ ン プ リ ン タ                 |           | 1 台  | 0 台 | 0 台 | 1 台  |
| 8 イ ン チ フ ロ ッ プ 装 置           |           | 1 台  | 0 台 | 0 台 | 1 台  |
| 磁 気 テ ー プ 装 置                 |           | 1 台  | 0 台 | 0 台 | 1 台  |
| O C R                         |           | 1 台  | 0 台 | 0 台 | 1 台  |
| ラ ベ リ ン グ シ ス テ ム             |           | 1 台  | 0 台 | 0 台 | 1 台  |
| レ ー ザ ー プ リ ン タ               |           | 3 台  | 0 台 | 0 台 | 3 台  |
| 無 停 電 装 置                     |           | 1 式  | 0 式 | 0 式 | 1 式  |
| バ ー ス タ ー                     |           | 1 台  | 0 台 | 0 台 | 1 台  |
| 化 学 防 護 服                     |           | 2 着  | 0 着 | 0 着 | 2 着  |
| 多 目 的 プ リ ン タ                 |           | 1 台  | 0 台 | 0 台 | 1 台  |
| パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー       |           | 5 台  | 0 台 | 0 台 | 5 台  |
| パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー ソ フ ト | (農林課、天文館) | 2 式  | 0 式 | 0 式 | 2 式  |
| レ イ ヤ 3 ス イ ッ チ               |           | 1 式  | 0 式 | 0 式 | 1 式  |
| 公 営 住 宅 電 算 シ ス テ ム           |           | 1 式  | 0 式 | 0 式 | 1 式  |
| レ セ プ ト コ ン ピ ュ ー タ           | (診療所)     | 4 式  | 0 式 | 0 式 | 4 式  |
| コ ク ホ ラ イ ン シ ス テ ム           |           | 1 式  | 0 式 | 0 式 | 1 式  |
| E L - N E T 受 信 局 シ ス テ ム     |           | 2 式  | 0 式 | 0 式 | 2 式  |
| 児 童 扶 養 手 当 シ ス テ ム           |           | 1 式  | 0 式 | 0 式 | 1 式  |
| 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー シ ス テ ム   |           | 1 式  | 0 式 | 0 式 | 1 式  |
| 赤 外 線 補 聴 シ ス テ ム             |           | 1 式  | 0 式 | 0 式 | 1 式  |
| 印 影 リ ー ダ                     |           | 1 台  | 0 台 | 0 台 | 1 台  |
| 点 字 プ リ ン タ                   |           | 1 台  | 0 台 | 0 台 | 1 台  |
| ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ             |           | 1 台  | 0 台 | 0 台 | 1 台  |
| マ ル チ メ デ ィ ア プ ロ ジ ェ ク タ     |           | 10 台 | 0 台 | 0 台 | 10 台 |
| 液 晶 プ ロ ジ ェ ク タ               |           | 6 台  | 0 台 | 0 台 | 6 台  |
| 映 写 機                         |           | 5 台  | 0 台 | 0 台 | 5 台  |
| O C R カ メ ラ                   | (天文館)     | 3 台  | 0 台 | 0 台 | 3 台  |
| ア ス ト ロ カ メ ラ                 | (天文館)     | 1 式  | 0 式 | 0 式 | 1 式  |
| 双 眼 鏡                         | (天文館)     | 1 個  | 0 個 | 0 個 | 1 個  |
| 屈 折 望 遠 鏡                     | (天文館)     | 1 個  | 0 個 | 0 個 | 1 個  |
| 天 体 測 光 装 置                   | (天文館)     | 1 式  | 0 式 | 0 式 | 1 式  |

| 区 分                               |         | 前年度末現在高 | 期間中増減高 |     | 令和2年9月30日現在高 |
|-----------------------------------|---------|---------|--------|-----|--------------|
|                                   |         |         | 増      | 減   |              |
| V T R レ コ ー ダ ー                   | (天文館)   | 1 式     | 0 式    | 0 式 | 1 式          |
| ビ デ オ 撮 影 シ ス テ ム                 | (天文館)   | 1 式     | 0 式    | 0 式 | 1 式          |
| ハ イ ビ ジ ョ ン ソ フ ト                 | (天文館)   | 2 式     | 0 式    | 0 式 | 2 式          |
| リ フ ト                             | (天文館)   | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 高 速 度 投 票 計 数 機                   |         | 4 台     | 0 台    | 0 台 | 4 台          |
| 最 高 裁 判 審 査 投 票 読 取 集 計 機         |         | 2 台     | 0 台    | 0 台 | 2 台          |
| 自 動 式 投 票 用 紙 読 取 分 類 機           |         | 7 台     | 0 台    | 0 台 | 7 台          |
| レ ン ト ゲ ン                         |         | 2 台     | 0 台    | 0 台 | 2 台          |
| 自 動 現 像 機                         |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 歯 科 診 療 台                         |         | 2 台     | 0 台    | 0 台 | 2 台          |
| 心 電 計                             |         | 4 台     | 0 台    | 0 台 | 4 台          |
| 言 語 治 療 機 器                       |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| ヘ ル ス ト ロ ン                       |         | 3 台     | 0 台    | 0 台 | 3 台          |
| 自 動 式 心 マ ッ サ ー ジ 器               |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 患 者 監 視 装 置                       |         | 3 式     | 0 式    | 0 式 | 3 式          |
| 筋 力 ト レ ニ ン グ 機 器                 |         | 2 式     | 0 式    | 0 式 | 2 式          |
| 生 活 見 直 し 機 器                     |         | 1 式     | 0 式    | 0 式 | 1 式          |
| 超 音 波 骨 密 度 測 定 装 置               |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 血 管 年 齢 測 定 器                     |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 電 鋸                               |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 小 型 旋 盤                           |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 芝 刈 り 機 (ア プ ロ ー チ モ ア)           | (二王公園)  | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 乗 用 草 刈 機                         |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 樹 木 粉 砕 機                         |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| プ レ ハ ブ 冷 蔵 庫 (有 害 鳥 獣 一 時 保 管 用) |         | 2 台     | 0 台    | 0 台 | 2 台          |
| 車 載 式 小 型 簡 易 散 布 機               |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| 除 雪 機                             |         | 12 台    | 0 台    | 0 台 | 12 台         |
| 散 粉 器                             |         | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |
| ピ ン ド                             |         | 26 台    | 0 台    | 0 台 | 26 台         |
| グ ラ ン ド ピ ア ノ                     | (I・Tビル) | 1 台     | 0 台    | 0 台 | 1 台          |



|              |            |     |     |     |     |
|--------------|------------|-----|-----|-----|-----|
| アルミモーターボート   |            | 1 艘 | 0 艘 | 0 艘 | 1 艘 |
| バスケット台       |            | 4 台 | 0 台 | 0 台 | 4 台 |
| スポーツラック      |            | 2 台 | 0 台 | 0 台 | 2 台 |
| 木製アスレチック     |            | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| ハイスクールのジム    |            | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| 総合遊具         |            | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| サッカーゴール      |            | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| 太鼓           |            | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| 両面ポール型ソーラー時計 | (東部グラウンド)  | 1 台 | 0 台 | 0 台 | 1 台 |
| 舞台カーテン       |            | 1 張 | 0 張 | 0 張 | 1 張 |
| 金屏風          |            | 1 枚 | 0 枚 | 0 枚 | 1 枚 |
| どん張          |            | 5 張 | 0 張 | 0 張 | 5 張 |
| 丹羽国綾部藩領古絵図   |            | 1 点 | 0 点 | 0 点 | 1 点 |
| 絵画           |            | 9 点 | 0 点 | 0 点 | 9 点 |
| つぼ           |            | 1 個 | 0 個 | 0 個 | 1 個 |
| 文壺           | (青白磁堆磁線文壺) | 1 個 | 0 個 | 0 個 | 1 個 |
| 文鉢           | (白磁堆磁線文鉢)  | 1 個 | 0 個 | 0 個 | 1 個 |
| 綴織どん張        | (I・Tビル)    | 1 張 | 0 張 | 0 張 | 1 張 |
| カーテン         | (I・Tビル)    | 1 張 | 0 張 | 0 張 | 1 張 |
| 葬祭壇          |            | 2 式 | 0 式 | 0 式 | 2 式 |
| 葬祭壇          | (斎場)       | 2 式 | 0 式 | 0 式 | 2 式 |
| 講台           |            | 1 個 | 0 個 | 0 個 | 1 個 |
| 花瓶 (青銅)      |            | 1 個 | 0 個 | 0 個 | 1 個 |
| 茶道具          |            | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| 飾り棚          | (I・Tビル)    | 1 個 | 0 個 | 0 個 | 1 個 |
| 書架           | (図書館)      | 4 個 | 0 個 | 0 個 | 4 個 |
| カウシンター       | (図書館)      | 1 個 | 0 個 | 0 個 | 1 個 |
| カウシンター整理棚    | (図書館)      | 1 個 | 0 個 | 0 個 | 1 個 |
| 騒音振動レベル処理機   |            | 1 台 | 0 台 | 0 台 | 1 台 |
| 自動計量包装設備     |            | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| 光波測距機        |            | 3 台 | 0 台 | 0 台 | 3 台 |
| 滅菌器          |            | 1 台 | 0 台 | 0 台 | 1 台 |

| 区 分             |  |      | 前年度末現在高 | 期間中増減高 |    | 令和2年9月30日現在高 |
|-----------------|--|------|---------|--------|----|--------------|
|                 |  |      |         | 増      | 減  |              |
| 養液栽培施設          |  |      | 1式      | 0式     | 0式 | 1式           |
| 空き缶圧縮機          |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 廃蛍光管クラッシュヤ      |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| ペットボトル減容機       |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 食器消毒保管機         |  |      | 10台     | 0台     | 0台 | 10台          |
| 小型濾過装置          |  | (防災) | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 濁度計             |  |      | 1式      | 0式     | 1式 | 0式           |
| 冷暖兼用エアコン        |  |      | 2台      | 0台     | 0台 | 2台           |
| 水温専用庫           |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 冷凍冷蔵庫           |  |      | 3台      | 0台     | 0台 | 3台           |
| 移動式トイレー         |  |      | 7基      | 0基     | 0基 | 7基           |
| ミニシクター          |  |      | 4台      | 0台     | 0台 | 4台           |
| トラクタ            |  |      | 7台      | 0台     | 0台 | 7台           |
| 田植機             |  |      | 21台     | 0台     | 0台 | 21台          |
| コンバイン           |  |      | 12台     | 0台     | 0台 | 12台          |
| 真空包装機           |  |      | 11台     | 0台     | 0台 | 11台          |
| フー ド ミ キ サ ー    |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 圧力釜             |  |      | 1個      | 0個     | 0個 | 1個           |
| 麴ボツクス           |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 自動発酵機           |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| ミ ー ト チ ョ ツ パ ー |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 野菜カッタ ー         |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| マニアスプレッタ ー      |  |      | 2台      | 0台     | 0台 | 2台           |
| 食器洗浄機           |  |      | 4式      | 0式     | 0式 | 4式           |
| 自動餅つき機          |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| 水気耕栽培ハイポニカ      |  |      | 1式      | 0式     | 0式 | 1式           |
| 灌漑水設備           |  |      | 2式      | 0式     | 0式 | 2式           |
| 校旗              |  |      | 2台      | 0台     | 0台 | 2台           |
| 自動券売機           |  |      | 1台      | 0台     | 0台 | 1台           |
| レジャースタ ー        |  |      | 1式      | 0式     | 0式 | 1式           |

|   |   |   |   |   |                |        |     |     |     |     |
|---|---|---|---|---|----------------|--------|-----|-----|-----|-----|
| テ | ー | ブ | ル | セ | ツ              | ト      | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| リ | ソ | グ | ラ | フ |                |        | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| 放 | 送 | 設 | 備 |   | (西八田・上林・吉美小学校) |        | 3 式 | 0 式 | 0 式 | 3 式 |
| 風 | 力 | 太 | 陽 | 光 | 電              | シ      | ス   | テ   | ム   | 1 式 |
| い | す | 式 | 斜 | 行 | 型              | 階      | 段   | 昇   | 降   | 0 式 |
| 駐 | 車 | 場 | シ | ス | テ              | ム      | 機   | 器   |     | 0 式 |
| か | ん | な | 盤 |   |                |        | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| 移 | 動 | 通 | 信 | 用 | 無              | 線      | 設   | 備   | 機   | 1 式 |
| サ | ー | バ | 関 | 連 | 機              | 器      | 8 式 | 0 式 | 0 式 | 8 式 |
| 合 | 唱 | 用 | ひ | な | 壇              | (綾部中)  | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| 消 | 毒 | 保 | 管 | 機 | (綾部小)          |        | 1 台 | 0 台 | 0 台 | 1 台 |
| 組 | み | 立 | て | 式 | ユ              | ニ      | ッ   | ト   | プ   | 1 式 |
| 移 | 動 | 式 | 高 | 圧 | コ              | ン      | プ   | レ   | ッ   | 1 式 |
| フ | ラ | イ | ホ | イ | ー              | ル      | 付   | 水   | 中   | 0 式 |
| 聴 | 覚 | ・ | 言 | 語 | 障              | 害      | 者   | 向   | け   | 0 式 |
| 情 | 報 | 通 | 信 | 設 | 備              | (消防本部) | 1 式 | 0 式 | 0 式 | 1 式 |
| 歯 | 科 | 用 | 吸 | 引 | 装              | 置      | ポ   | ン   | プ   | 0 式 |
| 土 | 木 | 工 | 事 | 積 | 算              | シ      | ス   | テ   | ム   | 0 式 |
| 汚 | 物 | 用 | 水 | 中 | ノ              | ン      | ク   | ロ   | グ   | 0 式 |
| ワ | イ | ヤ | レ | ス | チ              | ャ      | イ   | ム   |     | 1 式 |

### 3 債 権

| 区 分                 |  |  | 前年度末現在額 | 期間中増減額 | 令和2年9月30日現在額 |
|---------------------|--|--|---------|--------|--------------|
| く ら し の 資 金 貸 付 事 業 |  |  | 千円      | 千円     | 千円           |
|                     |  |  | 8,792   | 417    | 9,209        |

### 4 基 金

| 区 分                 |     |         |   | 前年度末現在額 | 期間中増減額  | 令和2年9月30日現在額 |
|---------------------|-----|---------|---|---------|---------|--------------|
| 財 政 調 整 基 金         | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 千円      | 千円      | 千円           |
| 減 債 基 金             | 金   | 現 金     | 金 | 99,964  | 0       | 99,964       |
|                     |     |         |   | 217,751 | 616     | 218,367      |
| 庁 舎 建 設 等 準 備 基 金   | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 38,921  | 0       | 38,921       |
| 地 域 振 興 基 金         | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 298,247 | 0       | 298,247      |
|                     |     |         |   | 929,530 | 56,358  | 985,888      |
| 世 界 連 邦 推 進 事 業 基 金 | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 27,805  | 446     | 28,251       |
| 電 源 立 地 地 域 対 策 基 金 | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 367,045 | 0       | 367,045      |
| 永 井 産 業 振 興 基 金     | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 11,245  | △ 3,550 | 7,695        |
| 水 源 の 里 基 金         | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 53,800  | 3,712   | 57,512       |
| 社 会 福 祉 事 業 基 金     | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 200,000 | 0       | 200,000      |
|                     |     |         |   | 217,139 | △ 5,693 | 211,446      |
| 子 育 て 基 金           | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 2,456   | △ 659   | 1,797        |
| 交 通 安 全 対 策 基 金     | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 1,180   | 0       | 1,180        |
| 保 健 事 業 基 金         | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 37,544  | 100     | 37,644       |
| 環 境 基 金             | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 79,630  | 4,714   | 84,344       |
| 中 山 間 地 域 保 全 基 金   | 現 金 | 有 価 証 券 | 金 | 10,724  | 0       | 10,724       |

|                             |            |                    |                    |                    |
|-----------------------------|------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 開 発 関 連 施 設 整 備 基 金         | 現 金        | 46,114             | △ 4,794            | 41,320             |
| 住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金   | 現 金        | 15,409             | 0                  | 15,409             |
| 教 育 振 興 基 金                 | 現 金        | 154,723            | △ 8,952            | 145,771            |
| 文 化 振 興 基 金                 | 現 金        | 5,072              | △ 40               | 5,032              |
| ス ポ ー ツ 振 興 基 金             | 現 金        | 7,619              | △ 4,202            | 3,417              |
| 豊 か な 森 を 育 て る 基 金         | 現 金        | 7,211              | △ 1,274            | 5,937              |
| 森 林 環 境 譲 与 税 基 金           | 現 金        | 0                  | 15,260             | 15,260             |
| 用 品 調 達 基 金                 | 物 品<br>現 金 | 1,574<br>926       | △ 356<br>356       | 1,218<br>1,282     |
| 土 地 開 発 基 金                 | 土 地<br>現 金 | 201,994<br>151,544 | △ 11,021<br>11,025 | 190,973<br>162,569 |
| 農 林 業 者 労 働 災 害 共 済 事 業 基 金 | 現 金        | 13,300             | 1,630              | 14,930             |
| 国 民 健 康 保 険 準 備 基 金         | 現 金        | 308,326            | △ 15,154           | 293,172            |
| 介 護 給 付 費 準 備 基 金           | 現 金        | 469,367            | 92,121             | 561,488            |
| 駐 車 場 整 備 基 金               | 現 金        | 16,841             | 453                | 17,294             |
| 減 債 基 金 ( 簡 易 水 道 )         | 現 金        | 189,525            | △ 189,525          | 0                  |
| 合 計                         | 有 価 証 券    | 598,211            | 0                  | 598,211            |
|                             | 現 金        | 5,045,137          | 7,756              | 5,052,893          |
|                             | 物 品        | 1,574              | △ 356              | 1,218              |
|                             | 土 地        | 201,994            | △ 11,021           | 190,973            |

## ■ 令和2年9月末における財産、公債及び一時借入金の現在高

公債

(単位:円)

| 会 計 区 分 | 前 年 度 末<br>現 在 高 | 当 該 年 度<br>上 期 借 入 額 | 当 該 年 度<br>上 期 償 還 額 | 当 該 年 度<br>上 期 現 在 高 |
|---------|------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 一 般 会 計 | 14,435,018,984   | 0                    | 576,919,824          | 13,858,099,160       |
|         |                  |                      |                      |                      |
| 合 計     | 14,435,018,984   | 0                    | 576,919,824          | 13,858,099,160       |

一時借入金

(単位:円)

| 会 計 区 分             | 当 該 年 度<br>上 期 現 在 高 |
|---------------------|----------------------|
| 一 般 会 計             | 0                    |
| 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 | 0                    |
| 介 護 保 険 特 別 会 計     | 0                    |

# ■令和2年9月末各税目毎の市税徴収状況

(単位:円)

| 区 分       | 節  | 予 算 額         | 調 定 額         | 収 入 額         | 未 収 入 額       | 収 納 率   |
|-----------|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| 市 民 税 個 人 | 現年 | 1,319,224,000 | 1,348,500,600 | 636,873,993   | 711,626,607   | 47.23%  |
|           | 滞納 | 10,947,000    | 37,583,397    | 5,363,725     | 32,219,672    | 14.27%  |
|           | 計  | 1,330,171,000 | 1,386,083,997 | 642,237,718   | 743,846,279   | 46.33%  |
| 市 民 税 法 人 | 現年 | 342,803,000   | 193,008,600   | 186,377,100   | 6,631,500     | 96.56%  |
|           | 滞納 | 891,000       | 1,915,800     | 240,000       | 1,675,800     | 12.53%  |
|           | 計  | 343,694,000   | 194,924,400   | 186,617,100   | 8,307,300     | 95.74%  |
| 固 定 資 産 税 | 現年 | 2,397,272,000 | 2,394,135,200 | 1,607,518,115 | 786,617,085   | 67.14%  |
|           | 滞納 | 6,655,000     | 32,094,034    | 4,337,233     | 27,756,801    | 13.51%  |
| 交 付 金     | 現年 | 14,831,000    | 14,831,300    | 14,831,300    | 0             | 100.00% |
|           | 計  | 2,418,758,000 | 2,441,060,534 | 1,626,686,648 | 814,373,886   | 66.64%  |
| 軽 自 動 車 税 | 現年 | 122,074,000   | 125,418,600   | 122,461,159   | 2,957,441     | 97.64%  |
|           | 滞納 | 1,643,000     | 7,138,815     | 1,101,069     | 6,037,746     | 15.42%  |
| 環 境 性 能 割 | 現年 | 5,613,000     | 2,403,200     | 2,403,200     | 0             | 100.00% |
|           | 計  | 129,330,000   | 134,960,615   | 125,965,428   | 8,995,187     | 93.33%  |
| 市 た ば こ 税 | 現年 | 209,117,000   | 99,370,905    | 99,362,367    | 8,538         | 99.99%  |
| 入 湯 税     | 現年 | 552,000       | 146,250       | 146,250       | 0             | 100.00% |
| 都 市 計 画 税 | 現年 | 77,853,000    | 78,003,300    | 55,220,437    | 22,782,863    | 70.79%  |
|           | 滞納 | 336,000       | 15,402,116    | 187,311       | 15,214,805    | 1.22%   |
|           | 計  | 78,189,000    | 93,405,416    | 55,407,748    | 37,997,668    | 59.32%  |
| 合 計       | 現年 | 4,489,339,000 | 4,255,817,955 | 2,725,193,921 | 1,530,624,034 | 64.03%  |
|           | 滞納 | 20,472,000    | 94,134,162    | 11,229,338    | 82,904,824    | 11.93%  |
|           | 計  | 4,509,811,000 | 4,349,952,117 | 2,736,423,259 | 1,613,528,858 | 62.91%  |

■年度内における未予算化の事業及びその財源の見込み(主なもの)

(単位:千円)

| 事業名             | 事業費    | 特定財源   |     |     | 一般財源   |
|-----------------|--------|--------|-----|-----|--------|
|                 |        | 国・府支出金 | 地方債 | その他 |        |
| 食肉センター運営負担金     | 7,827  | 0      | 0   | 0   | 7,827  |
| 中丹地域有害鳥獣処理施設運営費 | 14,140 | 0      | 0   | 0   | 14,140 |



綾部市告示第 1 7 2 号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定代理納付者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和 5 7 年 4 月 1 日綾部市規則第 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 2 年 1 1 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定代理者納付者の名称及び所在地

| 名 称              | 所 在 地             |
|------------------|-------------------|
| P a y P a y 株式会社 | 東京都千代田区紀尾井町 1 - 3 |

2 歳入の種類

寄附金

3 指定日

令和 2 年 1 1 月 2 日

綾部市公告第 1 1 1 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 1 3 条第 1 項第 4 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 2 年 1 0 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

| 事 業 所 名   | 代 表 者 氏 名 | 所 在 地               | 変 更 日            |
|-----------|-----------|---------------------|------------------|
| 株式会社 高木設備 | 高木 公哉     | 船井郡京丹波町中台イヤ谷 1 番地 1 | 令和 2 年 7 月 2 9 日 |

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

|            | 指定<br>番号 | 事 業 所 名   | 代 表 者 氏 名 | 所 在 地               |
|------------|----------|-----------|-----------|---------------------|
| <b>変更後</b> | 214      | 株式会社 高木設備 | 高木 公哉     | 船井郡京丹波町中台イヤ谷 1 番地 1 |
| <b>変更前</b> | 214      | 株式会社 高木設備 | 高木 理      | 船井郡京丹波町中台イヤ谷 1 番地 1 |

綾部市公告第 1 1 2 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和 2 年 1 0 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- |   |       |                          |
|---|-------|--------------------------|
| 1 | 捕獲日時  | 令和 2 年 1 0 月 2 日 午後 5 時頃 |
| 2 | 捕獲場所  | 綾部市宮代町宮ノ下地内              |
| 3 | 動 物 種 | 猫                        |
| 4 | 毛 色   | 白                        |
| 5 | 性 別   | 不明                       |
| 6 | 体 格   | 中                        |

(注意) 公告期間満了の日の翌日 (令和 2 年 1 0 月 1 2 日) までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号 0 7 7 3 - 7 5 - 1 1 5 6

綾部市公告第 1 1 3 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和 2 年 1 0 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- |   |       |                  |         |
|---|-------|------------------|---------|
| 1 | 捕獲日時  | 令和 2 年 1 0 月 5 日 | 午後 5 時頃 |
| 2 | 捕獲場所  | 綾部市中山町地内         |         |
| 3 | 動 物 種 | 猫                |         |
| 4 | 毛 色   | 黒                |         |
| 5 | 性 別   | 不明               |         |
| 6 | 体 格   | 小                |         |

(注意) 公告期間満了の日の翌日 (令和 2 年 1 0 月 1 2 日) までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号 0 7 7 3 - 7 5 - 1 1 5 6

綾部市公告第 1 1 4 号

綾部市水道事業窓口業務等委託に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市水道事業窓口業務等委託について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市水道事業窓口業務等委託に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

# 綾部市水道事業窓口業務等委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

令和2年10月

綾部市上下水道部上水道課

## 1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する水道事業窓口業務等の委託（以下「委託業務」という。）に関し、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### （１）業務名

綾部市水道事業窓口業務等

### （２）業務内容

委託業務の範囲は以下のとおりとし、詳細は別紙「綾部市水道事業窓口業務等委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- ① 窓口業務
- ② 開閉栓業務
- ③ 検針業務
- ④ 調定・更正業務
- ⑤ 収納業務
- ⑥ 滞納整理業務
- ⑦ 電算処理業務
- ⑧ その他付随業務

### （３）業務期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

### （４）提案見積上限額

３０，０００，０００円／年（消費税抜き。）以内

＊この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なお、この金額を上回る金額で見積りを行ったときは失格となる。

また、今回の見積りは、プロポーザルの審査に用いるためのものであり、契約時においては、提出された金額を基本とし、発注者と受託候補者との協議内容に応じて契約額を決定するものとする。

ただし、その場合においても見積上限額は上回らないものとする。

### （５）発注者

綾部市

### 3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

#### 【事務局】

〒623-8790 京都府綾部市里町小南 4 番地

綾部市上下水道部上水道課管理担当 酒井

TEL：0773-42-1815

FAX：0773-42-1817

e-mail：jyosuido@city.ayabe.lg.jp

### 4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

＊新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて対策を講じることがある。

### 5 参加資格

参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（３）綾部市暴力団等排除措置要綱（平成２３年綾部市告示第１０号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

（４）本市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあっては、都民税）の滞納がないこと。

（５）消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

（６）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（７）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触しないこと。

（８）プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を取得していること。

（９）給水人口３万人以上の水道事業体で類似業務の実績があること。



## 6 スケジュール（予定）

| 期 日                            | 項 目               | 備 考        |
|--------------------------------|-------------------|------------|
| 令和２年１０月１２日（月）                  | 募 集 開 始           | ホームページ及び公告 |
| 令和２年１０月２２日（木）                  | 参 加 申 込 書 の 提 出   |            |
| 令和２年１０月２８日（水）                  | 参加資格検査結果通知書       |            |
| 令和２年１１月 ２日（月）                  | 質 問 書 の 提 出       |            |
| 令和２年１１月 ６日（金）                  | 質 問 書 に 対 す る 回 答 |            |
| 令和２年１１月２０日（金）                  | 企 画 提 案 書 の 提 出   |            |
| 令和２年１２月 １日（火）<br>～ 同年１２月 ３日（木） | プレゼンテーション等実施      | 綾部市上水道課    |
| 令和２年１２月１８日（金）                  | 検 査 結 果 通 知       |            |
| 令和２年 １月１５日（金）                  | 委 託 契 約 締 結       |            |
| 令和３年 ４月 １日（木）                  | 委 託 業 務 開 始       |            |

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

## 7 要領等の配布

（１）要領、提出書類様式及び基本仕様書の配布方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
- ② 事務局からの郵送による配布

（２）事務局での郵送請求受付期間

令和２年１０月１２日（月）から１０月１６日（金）必着まで

要領の郵送請求方法

「綾部市水道事業窓口業務等委託に関する公募型プロポーザル」に関する要領の郵送を希望する旨書面に記載し、会社名、住所、担当者の職氏名、連絡先電話番号を記載して郵送にて請求。また、返信用封筒（角２）に１４０円切手を貼付したものを同封のこと。

## 8 参加方法

（１）参加申込書の提出

参加申込事業者は、公募型プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書」という。）（様式第１号）と次に掲げる添付書類各１部を提出しなければならない。

- ① 登記事項証明書（履歴時効全部証明書）（写し可 発行後３か月以内のもの）
- ② 納税証明書（市町村民税の滞納の無い旨の証明書）（写し可 発効後３か月以内のもの）

納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納の無い旨の証明書）（その３、

その３の２、その３の３のいずれか写し可 発行後３か月以内のもの)

- ③ 業務実績が確認できるもの（様式任意）
- ④ 情報セキュリティに関する第三者認証が確認できるもの（様式任意）
- ⑤ 会社概要（資本金、売上高、社員数、本・支店、営業拠点など）がわかるもの。（会社案内等パンフレットでも可）

（２）提出期限

令和２年１０月２２日（木）まで

（土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで）

（３）提出方法

持参又は郵送（電子メール及びＦＡＸは不可。）

※郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

## ９ 参加資格の審査等

（１）参加資格要件の確認及び企画提案書の提出要請

「５ 参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書により通知する。

- ① 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格があること及び企画提案書提出を要請すること。
- ② 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がないこと及びその理由。

## 10 企画提案書等の内容及び提出方法

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、仕様書により企画提案書を作成し提出するものとする。

（１）提出書類、様式、提出部数等

① 企画提案書

ア 会社の概要及び財務状況

イ 受託実績

ウ 業務の実施体制

エ 業務の実施計画

- ・ 窓口業務
- ・ 開閉栓業務
- ・ 検針業務
- ・ 調定業務
- ・ 収納業務
- ・ 滞納整理業務
- ・ 電算処理業務

- ・ 個人情報保護体制
- ・ 災害時及び緊急時対策等の危機管理体制
- ・ その他委託業務に関する提案

(2) 見積書及び積算内訳書

見積書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載し、業務内容ごとに積算内訳書を添付すること。

(3) 提出書類は、日本産業規格A4版サイズとし、A3サイズを使用する場合は折り綴りとする。

(4) 企画提案書には表紙、目次及びページ番号を付し、総ページ数を40ページ以内とする。

(5) 提出部数は、契約権限者印を押印した正本1部、副本7部（複写可）とする。

(6) 提出期限は、令和2年11月20日（金）午後5時までとする。

(7) 企画提案書の提出方法は持参又は郵送によることとし、電子記録媒体及び電子メールでの提出は不可とする。

※郵送の場合は、書留郵便により提出期限に必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

## 11 質問の受付及び回答

参加申込事業者は、企画提案書等の作成に係る質問がある場合は、以下により質問書（様式第2号）を提出することができる。

(1) 提出期限 令和2年11月2日（月）午後5時まで

(2) 提出方法 電話連絡の上、電子メールにて提出すること。

参加申込事業者から質問が提出された場合は、質問内容及びその回答を全ての参加申込者へ電子メールで通知する。

## 12 プロポーザルの辞退

参加申込事業者は、辞退届（様式任意）を持参又は郵送により提出することで、プロポーザルの参加を辞退することができる。

## 13 企画提案書の審査方法及び評価基準

### (1) 選定方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを行い、企画提案書及びプレゼンテーションの内容等により、選定委員会で審査を行い、本業務の受託候補者を選考・決定する。

※ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席を求めず、プレゼンテーションに係る動画の提出

を求め、提出された企画提案書等と動画によるプレゼンテーションについて審査を行い、受託候補者を決定することがある。

(2) 審査項目

- ① 業務実施能力
- ② 企画提案項目
- ③ 見積金額
- ④ プレゼンテーション

(3) 審査方法

審査項目毎の評価点数の合計点数で競う方法により行う。なお、企画提案者が多数の場合は予備審査を実施し、3社程度に絞り込むものとする。予備審査は「(2) 審査項目」の①から③までの評価点数の合計点数で競う方法により行う。

また、企画提案者が単独の場合は、評価点の合計が満点の6割以上である場合に受託候補者として選定する。

(4) 評価基準

本プロポーザルに関する評価項目及び評価点は次のとおりとする。

①基本事項（30点）

| 評価項目   | 審 査 の 視 点         | 配 点 |
|--------|-------------------|-----|
| 会社概要   | 従業員数、資本状況など       | 10点 |
| 業務実績   | 同規模以上の水道事業体での受託実績 | 10点 |
| 財務の安全性 | 経営的問題の有無          | 10点 |
| 合 計    |                   | 30点 |

②企画提案書（90点）

| 評価項目            | 審 査 の 視 点              | 配 点 |
|-----------------|------------------------|-----|
| 人員の配置           | 常駐状況、危機・業務管理           | 10点 |
| 窓口業務            | 適正業務、利用者サービス向上         | 10点 |
| 開閉栓業務           | 対応時間、トラブル防止            | 10点 |
| 検針業務            | 適正検針、トラブル防止            | 10点 |
| 調定・更正及び収納業務     | 適正な現金の取扱、収納率の向上、トラブル防止 | 10点 |
| 滞納整理業務          | 未収金回収、トラブル防止           | 10点 |
| 電算処理業務          | 適正な処理                  | 10点 |
| コンプライアンス遵守      | 教育、管理体制                | 10点 |
| その他（災害・緊急時対応など） | 危機管理体制、上水道課との連携        | 10点 |
| 合 計             |                        | 90点 |

③見積価格評価（５０点）

価格評価は、次の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点数} = 50 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 50$$

（X＝見積上限額、Y＝最低見積額、Z＝見積額）

④プレゼンテーション（３０点）

（５）実施日

令和２年１２月１日（火）～３日（木）（予定）

＊会場、時間等の詳細は、企画提案書提出後に調整する。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては参加者の出席を求めないことがある。この旨も日程調整時に別途通知する。

（６）時間配分

参加者ごとに約６０分間（機材設置、片付けの時間は別とする。）

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（５０分）

② 質疑応答・ヒアリング（１０分）

（７）出席者

参加者ごとに４人以内とする。

（８）その他

① 企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。

② プレゼンテーションに係るパソコン等の機器については、各参加者において準備するものとする。

（９）選定結果の通知

選定結果は、全参加者に対して文書で通知する。

ただし、選定結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

非選定となった事業者から求めがあった場合は、その事業者の順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及びほかの事業者に関する説明要求は認めない。

＊通知予定日：令和２年１２月１８日（金）

（１０）参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

④ 審査の公平性を害する行為があった場合

⑤ プレゼンテーションに理由なく欠席した場合

⑥ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

#### 14 契約に関する基本事項

本プロポーザルは、受託候補者を選定するもので、協議により合意に至らない場合は第２順位の者と協議を行うものとする。また、本プロポーザルにより提案があった内容すべてを本契約により採択するものではなく、協議において発注者が合意した場合のみ仕様書は変更できるものとする。

この条件により協議が整った場合は、選定した事業者を相手方として、地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号の規程に基づき随意契約を締結する。

#### 15 その他

- (１) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (２) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、参加者に返却しない。
- (３) 企画提案書の著作権は参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要となる場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。
- (４) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (５) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (６) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

## 綾部市水道事業窓口業務等委託仕様書

### 1 目的

本仕様書は、綾部市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する綾部市水道事業窓口業務等委託（以下「業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 件名

綾部市水道事業窓口業務等委託

### 3 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、本契約締結日から令和3年3月31日までは準備期間とし、受託者は自己の責任と負担において、業務に係る引継ぎ、試行、業務従事者の確保及び研修等を行うものとする。

### 4 業務実施場所

(1) 受託者は、綾部市上下水道部上水道課内等において業務を行うものとする。

### 5 業務時間等

- (1) 平日は、午前8時30分から午後5時15分までを業務時間とする。
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）は休業日とする。
- (3) 受託者は窓口開業時間外であっても、電話による問い合わせ等に対応する体制を確保し、委託者及び上下水道使用者（以下「使用者」という。）等から申し出があった場合には、誠意を持って適切に対応すること。
- (4) 給水停止を執行した日及び停止日前日には、時間を延長して上水道課に待機し、対応すること。

### 6 委託業務内容

委託する業務の範囲は次のとおりとする。ただし、各業務の詳細については別紙1「委託業務細目」のとおりとする。

- (1) 窓口業務
- (2) 開閉栓業務
- (3) 検針業務
- (4) 調定・更正業務
- (5) 収納業務
- (6) 滞納整理業務
- (7) 電算処理業務
- (8) その他付随業務

### 7 各業務の年間取扱件数

別紙2「予定業務量」を参考とすること。

### 8 関係法令の遵守



- (1) 受託者は、業務に関する関係諸法令及び綾部市上水道給水条例（昭和44年4月1日条例第10号）、綾部市下水道条例（平成6年10月25日条例第20号）等の関係規定を遵守すること。
- (2) 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「綾部市個人情報保護条例」（平成15年7月18日綾部市条例第31号）、「綾部市個人情報保護条例施行規程」（平成15年8月22日綾部市水道事業管理規程第4号）を遵守し、個人情報の厳格な管理に万全の体制を整備すること。

## 9 業務実施の基本方針

受託者は、以下の内容で業務を履行する。

- (1) 民間のノウハウを活用した効率的・効果的な運営  
効率的な運営方法や顧客対応スキルなど受託者が有するノウハウを最大限に活用し業務の目的を実現する。
- (2) 市民サービスの向上  
受託者は、公務を執り行っていることを十分認識し、使用者からの信頼を損なわないよう、常に適切かつ丁寧に対応するとともに、必要がある場合には速やかに委託者に引き継ぎ円滑な連携を図る。
- (3) 収納率の向上  
受託者は民間活力を発揮し、収納率の向上に努めること。
- (4) 検針の委託継続  
委託契約締結時において、委託者が発注している検針業務の受注者について、委託契約締結後も引き続き検針業務を希望する場合は、受託者は継続して委託するものとする。また、委託条件については、委託契約締結時の状況を考慮のうえ、誠意をもって対応すること。
- (6) 個人情報保護の徹底
  - ① 受託者は、プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を取得していること。
  - ② 委託者から提供を受けた業務に関する資料及び帳票類等は、個人情報を含むため、適切かつ厳重に管理することとし、本業務以外の目的で利用、複写、複製及び持ち出しをしてはならない。
- (7) 情報セキュリティの確保  
受託者は本業務の実施にあたり、別紙4「情報セキュリティ確保に関する仕様書」を遵守し、情報セキュリティ確保の必要な措置を講じなければならない。
- (8) 秘密の保持  
受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (9) 品質の向上  
(1)～(8)の基本的な考え方のもと、効率的・効果的かつ適切な業務を遂行するために、常に業務の質、精度の維持・向上に努めることとする。

## 10 業務実施の留意事項

受託者は、以下の留意事項に基づいて業務を遂行するものとする。

- (1) 受託者は、常に親切丁寧を基本として使用者等に対して不快感、不信感を与えないように心がけること。
- (2) 受託者は、検針及び収納等の業務のため個人の所有地内に立ち入る場合は、個人物件を破損等しないよう細心の注意を払うこと。



- (3) 業務従事中は受託者の定める制服及び身分証明書（名札）を着用すること。
- (4) 業務従事中は他の営業行為をしないこと。
- (5) その他、信用を損ね、又は市民等から不信感を抱かれる行動及び言動をしないこと。
- (6) 受託者は、業務従事者の教育や関係法令等の研修を実施し、常に業務従事者の必要な知識の習得、技能向上に努めること。なお、研修に係る費用は受託者の負担とする。
- (7) 業務従事者が複数名による交代制で業務を行う場合は、業務が正確かつ円滑に行われるよう、従事者間において引継ぎ等を十分に行うこと。
- (8) 制度改正や組織変更等により仕様の変更が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、仕様書及び契約内容の変更を行うこととする。
- (9) 業務において使用するシステムの変更があった場合、受託者は委託者と協議の上、研修の実施等、業務従事者が操作の習熟に必要な措置を講じることとする。

## 11 トラブルへの対応

- (1) 受託者が業務を遂行するにあたり、窓口、検針、徴収等における苦情、トラブルが発生したときは、受託者が責任を持って対応すること。  
 なお、本内容については、委託者に随時報告を行うこと。  
 また、苦情等については原因究明、対応策及び再発防止策を講じ委託者へ報告すること。
- (2) 受託者は、業務において次に掲げる事故等が生じたときには、直ちにその状況を委託者に報告するとともに速やかに事故報告書を作成し、提出すること。
  - ① 業務に関する書類及び領収日付印の紛失等
  - ② 身分証明書の紛失
  - ③ 貸与品、支給品及び使用許可物件の紛失、毀損等
  - ④ 収納した上下水道料金等の紛失、盗難等
  - ⑤ 業務に関する電子データの滅失、毀損等
  - ⑥ 委託業務従事者等による交通事故及び業務中の傷病
  - ⑦ 前記のほか、委託者に報告する必要があると認めるもの
- (3) 前記に規定する事故等の処理については、委託者と受託者で協議するものとする。  
 なお、委託者は受託者による事故等が生じたことにより、業務の実施に支障をきたすと認めるときは、委託者は受託者に対して委託業務の実施状況についての立入調査、業務への立会い等、事故の拡大を防止し、早期解決を図るために必要な措置を講じることができる。

## 12 業務報告

- (1) 受託者は、毎月委託者の指定する日報、月報等の報告書を委託者の指定する期日までに委託者に提出し確認を受けるとともに、定例調整会議を開催すること。
- (2) 委託者は、受託者の業務に関する帳簿、帳票その他関係書類について毎月検査を行なうものとする。なお詳細な内容及び報告期限については、市と協議のうえ決定

するものとする。

- (3) 委託者が必要と認めるときは、臨時に検査を行うことができる。
- (4) 受託者は、業務改善命令を受けたときは速やかに改善計画書を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

### 13 その他の報告事項

受託者は、次の事項を発見した時は速やかに委託者に報告すること。

- (1) 綾部市上水道給水条例（昭和44年4月1日条例第10号）及び綾部市上水道給水条例施行規程（昭和61年7月1日水道事業管理規程第20号）等に違反する行為。
- (2) 綾部市下水道条例（平成6年10月25日条例第20号）、綾部市下水道条例施行規程（平成30年12月25日上下水道事業管理規程第16号）、綾部市農業集落排水施設条例（平成7年12月25日条例第41号）、綾部市農業集落排水施設条例施行規程（平成30年12月25日上下水道事業管理規程第17号）、綾部市特定地域生活排水処理事業条例（平成14年12月26日条例第43号）及び、綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程（平成30年12月25日上下水道事業管理規程第18号）等に違反する行為
- (3) 水道メーターの亡失、毀損等
- (4) 漏水状況
- (5) その他報告が必要と思われる事案

### 14 設備機器等

- (1) 業務を遂行する事務室は無償とする。
- (2) 業務を遂行するにあたり、必要な設備機器等は別紙3「経費負担一覧表」のとおりとし、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。このうち貸与品、支給品及び使用許可物件の使用については無償とする。ただし、貸与品は目的外の使用や業務場所以外での使用、及び持ち出しを禁止する。
- (3) 端末機器の入力操作は、委託者が指定するOA機器を使用するものとする。  
また、委託者及び受託者の両方で操作が必要な端末については、ルールを定め使用する。
- (4) 受託者の責任により、本設備機器等を滅失または毀損した場合は、損害を委託者に賠償しなければならない。
- (5) 受託者において、別途業務に必要な設備機器を持ちこむ場合には、委託者に事前に申し出を行い、承認を得たうえで受託者の負担で用意すること。

### 15 費用の負担区分

- (1) 委託者は、次に掲げる費用を負担する。
  - ① 別紙3の貸与品、支給品、使用許可物件の保守管理に係る費用
  - ② 別紙3の支給品の作成、印刷等に係る費用
  - ③ 業務に係る郵便料、電話料
  - ④ 上水道課に係る施設使用料及び光熱水費
- (2) 前記に規定する費用を除き、業務の遂行に必要な費用はすべて受託者の負担とする。

## 16 文書及びデータの保存等

- (1) 受託者は、受託業務に関する文書及びデータについて委託者が指定する期日まで保存すること。
- (2) 受託者は、前記の保存期間が満了したときには、委託者の指示に従い当該文書及びデータを委託者に引き継がなければならない。
- (3) 受託者は、委託業務に関するデータの作成、保存にあたっては当該文書のデータの漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 前記に定めるもののほか、業務の実施に伴い発生した機密文書については委託者の承認を得た上で裁断、焼却その他確実な方法により処分すること。

## 17 料金システム

料金システム及び検針時に使用するハンディターミナルシステム（ハンディターミナル及びその使用に必要なソフトウェアをいう。）については、現在使用している料金システムを継続して使用するものとする。

ただし、契約期間中に上下水道料金システムの更新が行われた場合、受託者はこれに対応する。

## 18 事前準備

業務を委託者及び前期受託者からスムーズかつ安定的に移行するため、受託者において事前準備スケジュールを作成し、業務委託開始に必要な準備を令和3年3月31日までに完了することとする。

- (1) 受託者は、委託業務の実施に先立ち、委託者及び前期受託者と十分な協議を行うものとし、次に掲げる書類等を速やかに委託者に提出し、その承認を受けたうえで円滑に業務を行うものとする。

なお⑤の業務マニュアルについては2部作成し、各1部を各々保管するとともに委託開始後も必要に応じて協議し、変更ができることとする。ただし、業務マニュアル作成のための基となる資料については、委託者より提供する。

- ① 業務着手届
- ② 業務責任者・副責任者及び業務従事者名簿
- ③ 連絡体制表
- ④ 事前準備スケジュール表
- ⑤ 業務マニュアル
- ⑥ 業務責任者・副責任者の使用印鑑の届出
- ⑦ その他委託者が指示する書類

- (2) 事前準備に係る費用は受託者の負担とする。

## 19 業務遂行体制

- (1) 業務従事者の確保

受託者は、業務を行うにあたり各業務に精通し、十分な知識と経験を有する者（以下「業務従事者」という。）を配置し、効率的かつ効果的な運営が可能な体制を整

えなければならない。なお、増員及び欠員の補充については、受託者において募集し採用するものとする。

(2) 業務責任者の指定

受託者は、業務従事者の中から、業務について一切の管理を行う業務責任者 1 名と業務責任者を代理する副責任者 1 名以上を定め、「業務責任者・副責任者届」を提出すること。なお、業務責任者または副責任者のいずれかは綾部市上水道課に常駐すること。

(3) 料金システム業務主任者の指定

受託者は、料金システムのセキュリティ管理を統括させるために料金システム業務主任者を定め、「料金システム業務主任者届」を提出すること。

この者は、情報処理に関し十分な経験を有する者とし、綾部市上水道課に常駐しなければならない。

(4) 検針業務主任者及び収納業務主任者の指定

受託者は、検針業務及び収納業務を統括させるために検針業務主任者及び収納業務主任者を定め、「検針業務主任者届」及び「収納業務主任者届」を提出すること。

なお、検針業務主任者及び収納業務主任者は専任とし、兼ねることはできない。

(5) 代替要員の確保

受託者が業務従事者の休暇等を認めた場合、または教育、健康診断等を実施する場合等については、受託者は予め(2)から(4)に定める業務従事者と同等の能力を有する代替要員を確保するなど、業務遂行に支障のないように配慮すること。

また、業務従事者の急病その他のやむを得ない事情により、受託業務の円滑な実施が損なわれる状態となった場合にも、受託者は速やかに代替要員を確保し、回復に努めなければならない。

(6) 身分証明書

受託者は、業務の実施にあたり業務従事者に対し身分証明書を配付するものとする。身分証明書は顔写真付きのものとする。

## 20 事務引継ぎ

(1) 受託者は、業務契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、速やかに業務委託に関する一切の事務を委託者及び次期受託者に引継がなければならない。

(2) 前記において、この業務に関するすべての情報は委託者が所有するものであることから、受託者は本契約期間中に引継ぎ期間を設けると共に、遅滞なく正確にすべての情報を、委託者及び次期受託者に料金システム及び書面等により引き継がなければならない。

(3) 業務契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときに、受託者が処理途中であるものが発生した場合には、事務の種類やその状態を明確にし、委託者及び次期受託者が速やかに業務を遂行できるようにすること。

(4) 次期受託者の責による場合を除き、委託者が引継未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても、無償で引継ぎを行うこと。

## 21 損害賠償

受託者が、本仕様書に定める業務を履行しないために委託者に損害が生じた場合、

または受託者の責による理由で本契約を解除したことにより委託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対しその損害の賠償を求めることができる。

## 22 成果品の帰属

業務の実施により作成された成果品（出力された帳票、受託者が履行期間内に作成または取得した作業の手順、作業方法等に関する資料等を含む。）は、全て委託者に帰属する。

## 23 再委託の禁止

受託者は、本業務を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、委託し、または、請け負わせることについて、合理的かつやむを得ない事情があり、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

## 24 第三者への損害

受託者が、本業務の実施に際し、第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてこれを賠償するとともに、誠意をもって解決すること。

## 25 保険への加入

損害賠償保険や傷害保険等、業務の遂行に必要と考えられる保険等については、受託者において加入すること。

## 26 支払い方法

委託料の請求及び支払は、次のとおりとする。

- （１）委託料は、毎月支払うものとし委託期間で均等割とする。
- （２）受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査合格後、前月分の委託料を委託者に請求する。
- （３）委託者は、請求を受けた日から３０日以内に支払うものとする。

## 27 その他

この仕様に定めのない事項、またはこの仕様に疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者及び受託者が協議してこれを定めるものとする。

様式第 1 号

令和 年 月 日

綾部市長 様

所在地

会社名

代表者職・氏名

㊞

## プロポーザル参加申込書

綾部市水道事業窓口業務等について、実施要領を十分理解し、内容について承諾の上、プロポーザルへの参加を申し込みます。

なお、当社は参加資格要件を満たしていることを誓約し、企画提案書等の必要書類は期限までに提出します。

### 1 添付資料

- (1) 会社概要及び会社概要パンフレット
- (2) 会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）原本
- (3) 業務実績（導入実績）が確認できる書類（様式任意）
- (4) 情報セキュリティに関する第三者認証が確認できる書類（様式任意）
- (5) 納税証明書（市町村民税の滞納のない旨の証明書）原本  
納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納のない旨の証明書）

### 2 担当者

|             |  |
|-------------|--|
| 会社名<br>(所属) |  |
| 役職・氏名       |  |
| 電話番号        |  |
| F A X 番号    |  |
| E - m a i l |  |

様式 2 号

令和 年 月 日

綾部市長 様

住 所  
会社名  
代表者職・氏名

## 質 問 書

| 件名 | 質問内容 |
|----|------|
|    |      |
|    |      |
|    |      |
|    |      |
|    |      |

### 【回答先】

担当者氏名 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_ 役職 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

電子メール \_\_\_\_\_



〔別紙１〕

## 委 託 業 務 細 目

綾部市水道事業窓口業務等に係る委託業務細目については、以下のとおりとする。

### 1 窓口業務

窓口業務とは、来庁したお客様等（お客様等からの電話・FAX 等も含む）からの各種届出の受付及び受理、水道料金等の収納及び問い合わせに対応する業務をいう。

#### （１）届出の受付

受付する場合は、必要事項を確認し、親切かつ丁寧な対応を行わなければならない。

各種届出の受付では、次の事項を確認する。

##### ① 給水の開始届

給水装置の場所、使用者名義、使用開始日、料金支払い方法等の確認を行う。

口座振替の希望がある場合は、その手続きも案内する。

##### ② 給水の休止届

給水装置の場所、使用者名義、使用休止日、転居先、精算料金支払い方法等の確認を行う。

##### ③ 給水装置所有者（使用者）異動届

給水装置の設置場所、新・旧所有者（使用者）名義、異動日、異動理由等の確認を行う。

#### （２）窓口収納

収納する料金等は、上水道料金、簡易水道料金、下水道使用料、農業集落排水等使用料、浄化槽使用料（以下、「水道料金等」という。）、その他、加入金、設計審査手数料等の上水道課が納入通知書を発行したもの（以下「その他収入金」という。）とする。

##### ① 水道料金等の収納

###### ア 「納入通知書」持参の場合

- ・ 料金システムで収納状況を確認する。
- ・ 未納がある場合、持参した「納入通知書」により水道料金等を収納する。
- ・ 収納の際は、「納入通知書」等の金額と受領した現金を確認する。

###### イ 「納入通知書」の持参がない場合

- ・ 住所、氏名、水栓番号等を確認し、料金システムで収納状況を確認する。
- ・ 未納がある場合、料金システムで「納入通知書」を再発行、又は手書きの「納入通知書」により水道料金等を収納する。
- ・ 収納の際は、「納入通知書」等の金額と受領した現金を確認する。

###### ウ その他収入金の収納

- ・ 上水道課が発行した「納入通知書」等を持参した場合は、記載された金額と受領した現金を確認する。
- ・ 「納入通知書」等の持参が無い場合は、担当部署に連絡し、再発行した「納入通知書」等に記載された金額と受領した現金を確認する。



② 領収書の発行

水道料金等及びその他収入金を収納したときは、「納入通知書」等の領収印欄へ領収日を確認後に押印し、領収書を支払者へ確実に渡す。

③ 「納入通知書」等の再発行

使用者等から「納入通知書」等を紛失等の理由により、再発行の依頼があった場合は、料金システムで納入状況を確認し、未納がある場合は再発行を行い使用者へ交付する。

④ 「上下水道料金納付済証明書」の発行

ア 使用者等から上下水道料金の納付済みの証明を依頼されたときは、証明期間・納付状況を確認後、「上下水道料金納付済証明書」を作成し、担当部署へ報告する。

イ 上水道課は、報告を受けた際は、決裁の上、「上下水道料金納付済証明書」に公印を押印し、受託者へ交付する。

⑤ 口座振替依頼処理

ア 口座振替による水道料金等の支払いを希望する使用者に対し、「上下水道料金口座振替依頼書」（以下「口座振替依頼書」という。）を手渡し又は郵送により交付し、記入・押印の上、金融機関に提出するよう案内する。

イ 金融機関で受け付けされた口座振替依頼書受領後は遅滞なく料金システム入力を行う。

ウ その他、口座振替に関し不明な点がある場合は、使用者に連絡をとる等調査・照会を行う。

⑥ 漏水・修理等に関する問い合わせへの対応

漏水の発見や使用者等からの問い合わせがあった場合は、その状況を確認する。

宅内での漏水が疑われる場合は、市指定給水工事事業者による調査・修理を依頼するよう使用者に案内するとともに、漏水更正制度について説明する。また、メーターボックスより本管側で漏水等を発見した場合は、速やかに上水道課に報告すること。

⑦ 使用者等からの苦情及び問い合わせへの対応

使用者等からの各種苦情及び問い合わせには、誠意を持って対応するとともに、上水道課に報告し、その指示に従うこと。

⑧ その他付帯業務

2 開閉栓業務

開閉栓業務とは、受け付けした給水の開始届・給水の休止届の内容に基づき、現地での止水栓の開閉及び料金システムに電算処理を行う業務をいう。

(1) 開栓

① 使用開始希望者より申請された内容に基づき、現地にて給水装置設置場所、水道メーター等を確認の上、止水栓レバーを取り付け、「開」にする等、給水可能な状態とすること。メーターが撤去されている場合はメーターを取り付ける。

② 給水開始時の指針値を確認する。

(2) 閉栓

① 使用者より申請された内容に基づき、現地にて給水装置設置場所、水道メーター等を確認の上、止水栓レバーを撤去する等、給水できない状態とする。

② 使用休止時の指針値を確認する。

(3) 電算処理

- ① 現地での開閉栓後、給水の開始届・給水の休止届に基づき、料金システムに入力を行う。またその開閉栓情報を電子データにて管理する。
- ② 閉栓した使用者等に、最終精算料金を文書にて通知する。

(4) その他付帯業務

止水栓レバーの破損やメーターの不具合等、調査及び交換が生じた場合には対応すること。

3 検針業務

検針業務とは、給水装置等の設置場所に赴きメーターの指針値を読み取り、使用水量と使用状況を確認し、使用者等へ「上下水道使用量・料金のお知らせ」(以下「お知らせ票」という)により通知することに併せて異常水量があった場合に連絡すること及び検針データを料金システムに取り込む業務をいう。

(1) 定期検針の実施

- ① 検針は、毎月の定例日に実施する。
- ② 定例日は料金算定の基準となる日であり、料金を正確に算定するため、一定の日を維持する。

(2) 検針機器

委託者が用意する検針用ハンディターミナル(以下「HT」という。)

(3) 検針前の準備

- ① 検針データの作成
- ② 検針時に携帯するもの
  - ア 身分証明書
  - イ HT
  - ウ 交換用バッテリー
  - エ 「異常水量のお知らせ」
  - オ その他必要なもの

③ 留意事項

- ア HTのデータ及び帳票等は、汚損、亡失のないように細心の注意を払って取り扱うこと。
- イ 機器等は、破損、亡失のないように十分に注意して取り扱うこと。

(4) 検針業務

① 検針

- ア 使用者の下記項目についてHT情報と照合する。
  - ・ 水栓所在地
  - ・ 使用者名
  - ・ 前回指針
  - ・ メーター番号
- イ 正確に指針値を読み取り、HTに入力する。1 m<sup>3</sup>未満の端数があるときは、1 m<sup>3</sup>に切り上げるものとする。
- ウ 「お知らせ票」を作成し、郵便受けに投函する等確実に使用者が確認できるようにする。また、畑など現地投函が不可能な場合は、そのまま持ち帰り郵便等により確実に使用者に届くよう

うにする。

エ 上水道課が依頼するお知らせがある場合は、上記と同様に確実に使用者等に届くようにする。

オ 検定期限満了の水道メーターを発見したときは、速やかに上水道課に報告する。

## ② 未検針

ア 施錠等によりメーター指針を確認できない場合は、文書により使用者等と調整し再検針を行う。

イ メーター位置が不明等の場合、上水道課へ報告し配管図面等の確認の上、再訪問し検針を行う。

再訪問でも不明な場合は、上水道課へ報告し指示に従う。

ウ メーターの故障、破損及び撤去を発見した場合は、上水道課へ報告する。

## ③ 異常水量

ア 算出された使用水量が前回使用水量等と比較して著しく増加又は減少するものは、再度メーター指針値を確認する。

イ パイロットマークが回るなど漏水を発見した場合は、使用者等にその旨を連絡し、市指定給水装置工事事業者に修理の依頼をするよう使用者等に案内する。不在の場合は、チラシ等を投函する。

ウ メーター故障や逆取付メーター等を発見した場合は、速やかに上水道課へ報告する。

エ 無届使用、転居又は使用用途変更等が発見した場合は、速やかに上水道課へ報告する。

## (5) 水量チェック

① 検針データを料金システムに取り込む。

② 使用水量の大幅な増減について検針業務従事者から聞き取りを行うとともに、再検針を行うなど使用水量を確認する。

③ 再検針により誤検針が判明した場合、使用者等にその旨報告、謝罪等の対応をした上で、適正な検針結果による「検針票」を作成し、郵送等で使用者等に届ける。

## (6) 給水条例違反の報告

検針時に給水条例等の違反を発見した場合は、速やかに上水道課へ報告する。

## (7) 検針員の指導・監督

検針員の指導及び監督を確実に行之、誤検針及び使用者等とのトラブルが生じないように努めること。

## (8) その他付帯業務

## 4 調定・更正業務

調定業務とは、検針した水量を基に実際に水道料金等を算定し請求する業務である。また、更正業務とは、一度確定した水道料金等を漏水による減免等により更正する業務をいう。

### (1) 調定業務

① 検針業務で確定した使用水量に基づき、水道料金等を調定する。

② 水道料金については、地区別、口径別、支払方法別の件数、使用水量及び料金を集計したもの（以下「集計表」という。）を作成し上水道課へ提出する。

③ 水道料金の算定において親子メーターの場合は使用水量に注意すること。また、下水道使用料

等については、井戸水メーターによる加除排水量がある場合は注意すること。

- ④ 漏水減免、誤検針等により、当該調定月の使用水量及び水道料金等を更正する必要がある場合は、調定確定後に反映すること。

## (2) 認定処理

冬季の降雪等のため、メーター検針が行えない場合は、使用水量を認定する。

- ① 認定水量は、原則、前3回の調定水量の平均水量と前年同期の水量を比較した少ない方の水量とする。
- ② 認定水量とする場合は、使用者等に認定水量である旨記した文書で通知する。
- ③ 雪解け等により検針業務が可能となった場合は、正規のメーター指針から精算処理を行う。その際に還付金が生じた場合は、速やかに上水道課へ報告すること。

## (3) 納入通知書の作成及び発送

調定確定後、上水道課の承認を得て納入通知書を作成し、郵送等により確実に使用者等に届ける。郵送の際、複数枚の納入通知書を同一送付先へ送付する場合は、封筒に入れて送付する等、経費削減に努めること。

## (4) 口座振替又は自動払込

支払い方法が口座振替となっている場合は、伝送等により口座振替データを金融機関に届け、口座振替を依頼する。(収納業務参照)

## (5) 更正業務

漏水減免、誤検針等により前回以前の水道料金等に更正が生じた場合は、調定を更正する。

- ① 誤検針又は誤入力等により生じた更正は、調定増減簿若しくは更正処理票を作成し、上水道課の承認後に更正する。
- ② 漏水減免等による更正は、上水道課の決裁後、調定増減簿若しくは更正処理票を作成し更正する。
- ③ 更正業務により水道料金等に変更が生じた場合は、更正後の水道料金等を使用者等に通知する。

## (6) その他付帯業務

# 5 収納業務

収納業務とは、調定された水道料金等及び上水道課が発行した収入金の収納及び水道料金等の消し込み業務をいう。

## (1) 収納業務

- ① 窓口による収納は、1窓口業務(3)窓口収納による。
- ② 口座振替による収納は次のとおりとする。

ア データ伝送等により口座振替データを金融機関に届け、口座振替を依頼する。

イ 預金不足等による口座振替不能分については、再振替データを金融機関に届け、口座振替を再度依頼する。

## (2) 銀行入金処理

- ① 窓口により収納した現金・小切手は、営業時間終了後に納入済通知書と現金を照合し上水道課設置の金庫にて保管する。
- ② 前日に窓口及び集金により収納した現金・小切手は、翌日午後0時までに納入済通知書と現金

を照合し、出納取扱金融機関（京都北都信用金庫綾部中央支店）に入金する。

（３）消し込み処理

① 納入通知書によるもの

バーコードリーダー、手入力等により料金システムに消し込み処理をする。

② 口座振替によるもの

出納及び収納取扱金融機関から返送された振替済データにより料金システムに消し込み処理をする。

③ コンビニ収納によるもの

コンビニ収納代行業者から伝送された収納データにより料金システムに消し込み処理をする。

（４）集計業務

次の帳票を基に、「収納日計表」を作成する。

- ・ 収入金日報
- ・ 納入済通知書
- ・ 口座振替報告書

① 通帳の入金金額と上記アからウの金額を照合する。一致しない場合は、その原因を精査し、必ず集計額と入金額を一致させる。

② 「収納日計表」の作成

- ア 水道料金等の日計集計
- イ 口座振替分の日計集計
- ウ コンビニ収納分の日計集計
- エ その他日計集計
- オ 全体の日計集計

③ 「収納日計表」の確認

上水道課の確認の結果、不備があった場合は上水道課の指示に従い訂正する。

（５）督促業務

- ① 納期限を過ぎても水道料金等の納入がない使用者等については、上水道課の指示で督促状を発行する。
- ② 督促状の発行日・納期限等は上水道課で決定する。
- ③ 督促状は、発送直前まで収納を確認の上で発送することとし、重複納付とならないよう十分に注意すること。

（６）催告業務

督促状に指定した納期限までに納入がない使用者等については、上水道課の指示で催告書を作成し、送付する。

（７）調査業務

「納入通知書」、「督促状」及び「催告書」等を郵送した際に返戻された場合については、上水道課が調査した住民票、戸籍抄本、戸籍附票等に基づき、送付先及び相続の有無を調査すると同時に、現地訪問するなど正確な送付先を調査し確実に使用者等に届くようにする。ただし、調査の結果、住所の確認が取れず、無届転居等と判断された場合は、上水道課に報告するものとする。

（８）時間外対応

水道料金等の収納は、原則営業時間内とする。ただし、訪問集金、急を要する場合又はやむを得ない事情で収納が発生したときは、営業時間外においても対応するものとする。

(9) 充当・還付業務

減免や過誤納金等により水道料金等を多く収納した場合は、未納料金がある場合は原則として充当するものとし、未納料金がない場合は原則として還付するものとする。また、還付する場合は上水道課が行う。

① 充当・還付処理票の作成

重複納付、誤検針、漏水減免等により過誤納金は発生した場合は、還付簿に記載し、過誤納金の発生理由を記した「充当・還付処理票」を上水道課に回付する。

② 充当・還付通知

充当・還付対象者に過誤納金の金額、理由等を明記した通知を送付する。また、還付の場合は還付先口座の確認を行う。

③ 充当・還付処理

充当・還付が完了後、料金システムへの充当・還付確定処理を行う。

(10) その他付帯業務

6 滞納整理業務

収納率向上のために効率的な徴収計画を立て、滞納者の納付状況を管理するとともに、時効や督促手数料、延滞金についても適正に管理すること。

(1) 滞納整理業務

① 徴収等業務

- ア 上下水道料金滞納徴収事務取扱要領に従い実施する。
- イ 督促状および催告状の発送前の収納確認
- ウ 督促状および催告書の印刷と発送を行う。
- エ 電話や自宅訪問により、未収金の回収を行う。
- オ 上下水道使用者等との協議、分納誓約書の締結を行う。
- カ 面談記録の作成、給水システムへの記録の入力。
- キ 毎日の徴収実績の報告と毎月の集計表の提出。
- ク 弁護士法第72条に抵触する非弁行為は行わない。
- ケ その他滞納整理業務に付随する業務

② 給水停止業務

- ア 給水停止リストの作成
- イ 給水停止予告通知書、給水停止決定通知書等の作成及び配布を行う。
- ウ 給水停止執行・解除現場業務
- エ 給水停止執行・解除の報告と記録作成
- オ 給水停止後の現場調査、状況確認の報告書の作成

(2) 納付誓約の期日管理

「納付誓約書」の支払期日を管理し、不履行者については上水道課に報告し、給水停止業務に移行する。

(3) 過年度の未納案件への対応の注意点 (※特に納付期限から2年以上経過した案件)

過年度の未納案件については、面談時に必ず面談記録を作成し、債務者に署名捺印を求め、債務承認書は必ず本人の署名捺印を受けつけ、本人以外が支払いを申出た場合は、債務引受通知及び支払確約書の提出を求めること。

(4) 資料作成

上水道課が指示するときは、その指示内容で未納明細書等の資料を作成し、上水道課に提出する。

(5) その他付帯業務



〔別紙２〕

## 予定業務量

・戸数（令和元年度末）

|        |         |
|--------|---------|
| 上水道    | 12,914戸 |
| 簡易水道   | 2,443戸  |
| 公共下水道  | 6,160戸  |
| 農業集落排水 | 1,825戸  |
| 浄化槽    | 2,519戸  |

※検針業務の対象件数は上水道と簡易水道の合計戸数

・納付書発送件数 18,000件／年

・督促状発送件数 3,700件／年

・催告状発送件数 100件／年

・給水停止処理件数

|               |        |
|---------------|--------|
| 給水停止予告通知書送付件数 | 400件／年 |
| 給水停止執行件数      | 120件／年 |

・受益者負担金滞納実件数（令和元年度末） 291件

・開閉栓処理件数 5,000件／年

・検針件数 96,000件／年



〔別紙３〕

## 経費負担一覧表

経費の負担区分については、下記のとおりとする。

### ○委託者が負担するもの

- ・ 事務所スペース（京都府綾部市里町小南４ 第２浄水場 上水道課内）
- ・ 光熱水費（事務所）
- ・ 事務用備品（机、椅子、パソコン、キャビネット、コピー機、プリンター、ファックス、金庫等）
- ・ 事務用消耗品（コピー用紙、封筒、筆記用具）
- ・ 上下水道料金システム（ソフトウェア、パソコン、プリンター、保守費用）
- ・ 身分証明書
- ・ 領収書、領収印
- ・ 駐車場（営業車両、従事者用自家用車）
- ・ 給水停止用具
- ・ 開閉栓用具
- ・ 印刷製本費（納入通知書、督促状、コピー代など）
- ・ 郵便料
- ・ 通信費（固定電話、インターネット回線）
- ・ 収納手数料（口座振替手数料、金融機関収納取扱手数料、コンビニエンスストア等収納代行手数料）

### ○受託者が負担するもの

- ・ 人件費（従事者の給料、法定福利費、時間外手当など）
- ・ 通信費（携帯電話）
- ・ 営業車両（必要台数、リース可）
- ・ 燃料費（営業車両）
- ・ 保険料（自動車保険、傷害保険、賠償保険など）
- ・ 被服費

### ○その他

上記のほか、委託業務の遂行上必要となるものがある場合は、委託者と受託者とが協議の上、決定するものとする。

〔別紙４〕

### 情報セキュリティ確保に関する仕様書

（目的）

- 1 綾部市窓口業務等委託仕様書に定めるものの他、受託者が委託業務施行上の情報セキュリティ確保に関し必要な事項を定める。

（秘守義務）

- 2 受託者は、本契約において知り得た情報を漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- 3 契約の遂行上知り得た情報は、第三者に使用され、又は委託者の許可なく閲覧されることのないよう、適切に管理すること。

（操作資格者の限定）

- 4 受託者は、個人情報記録された機器類を使用する場合は、ユーザ ID やパスワードにより操作資格者を限定し、それぞれに適正な権限を定め、不正使用を防止しなければならない。
- 5 受託者は、前項に規定する操作資格者への権限付与について委託者へ協議し、承認を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

- 6 委託者から提供された情報資産を目的外に使用しないこと。
- 7 委託者から提供された情報資産を受託者等以外の者へ提供しないこと。

（外部持ち出しの禁止）

- 8 受託者は、本契約において知り得た情報及び使用機器を綾部市上水道課庁舎外へ持ち出してはならない。外部への持ち出しが必要な場合は、事前に委託者の許可を得なければならない。

（外部記録媒体の使用禁止）

- 9 受託者は、外部記録媒体を使用してはならない。使用が必要な場合は、事前に委託者の許可を得なければならない。

許可を得た記録媒体は、綾部市上水道課庁舎外での使用や、個人又は法人が使用する情報機器類で使用してはならない。

（ソフトウェア導入の禁止）

- 10 受託者は、ソフトウェアの導入が必要な場合は、事前に委託者の許可を得なければならない。

（ネットワーク機器の接続禁止）

- 11 受託者は、ネットワーク機器の接続が必要な場合は、事前に委託者の許可を得なければならない。

(返還義務)

- 12 委託者から提供された情報資産は、契約期間終了後ただちに返還すること。

(体制の確立と維持)

- 13 本契約における情報セキュリティを確保するため、受託者における管理体制を確立し、委託者に報告するとともに契約期間中その体制を維持すること。
- 14 情報セキュリティに関する教育を受託者の組織内で実施し、情報セキュリティ確保に努めること。

(身分証明書)

- 15 本契約に従事する者は、業務の遂行中は受託事業者身分証明書を携帯し、委託者の求めがあった場合は提示すること。
- 16 受託者が、情報セキュリティを維持しないことにより生じた損害については、受託者がその責任を負い、その費用を負担すること。

(認証取得)

- 17 情報セキュリティ対策を行うに当たり、プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していること。

## 綾部市公告第 1 1 5 号

橋りょう長寿命化対策事業の市道仁和坊口線（六反田橋）橋梁更新工事と水量水質安定的対策事業の六反田橋水管橋布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |                                                                                                                                   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 2 7 4 号                                                                                                                     |
| (2) 工 事 名 | 市道仁和坊口線（六反田橋）橋梁更新工事<br>六反田橋水管橋布設替工事                                                                                               |
| (3) 工事場所  | 綾部市坊口町（別添位置図参照）                                                                                                                   |
| (4) 工事概要  | （橋梁更新）<br>L = 9. 2 m W = 3. 5 m<br>旧橋撤去 N = 1 橋<br>ボックスカルバート L = 6 m<br>（水管橋布設替）<br>配水管布設工 D C I P ( G X ) $\phi$ 1 5 0 L = 1 7 m |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 1 月 1 0 日から<br>令和 3 年 3 月 3 1 日まで（1 4 2 日間）                                                                              |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年10月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,570円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年10月15日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年10月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年10月22日（木）から

令和2年10月23日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年10月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### （1）入札期間

①日時 令和2年10月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和2年11月2日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### （2）開札の日時

令和2年11月4日（水）午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

#### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

#### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、橋梁更新工事と水管橋布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

#### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様



様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

## 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

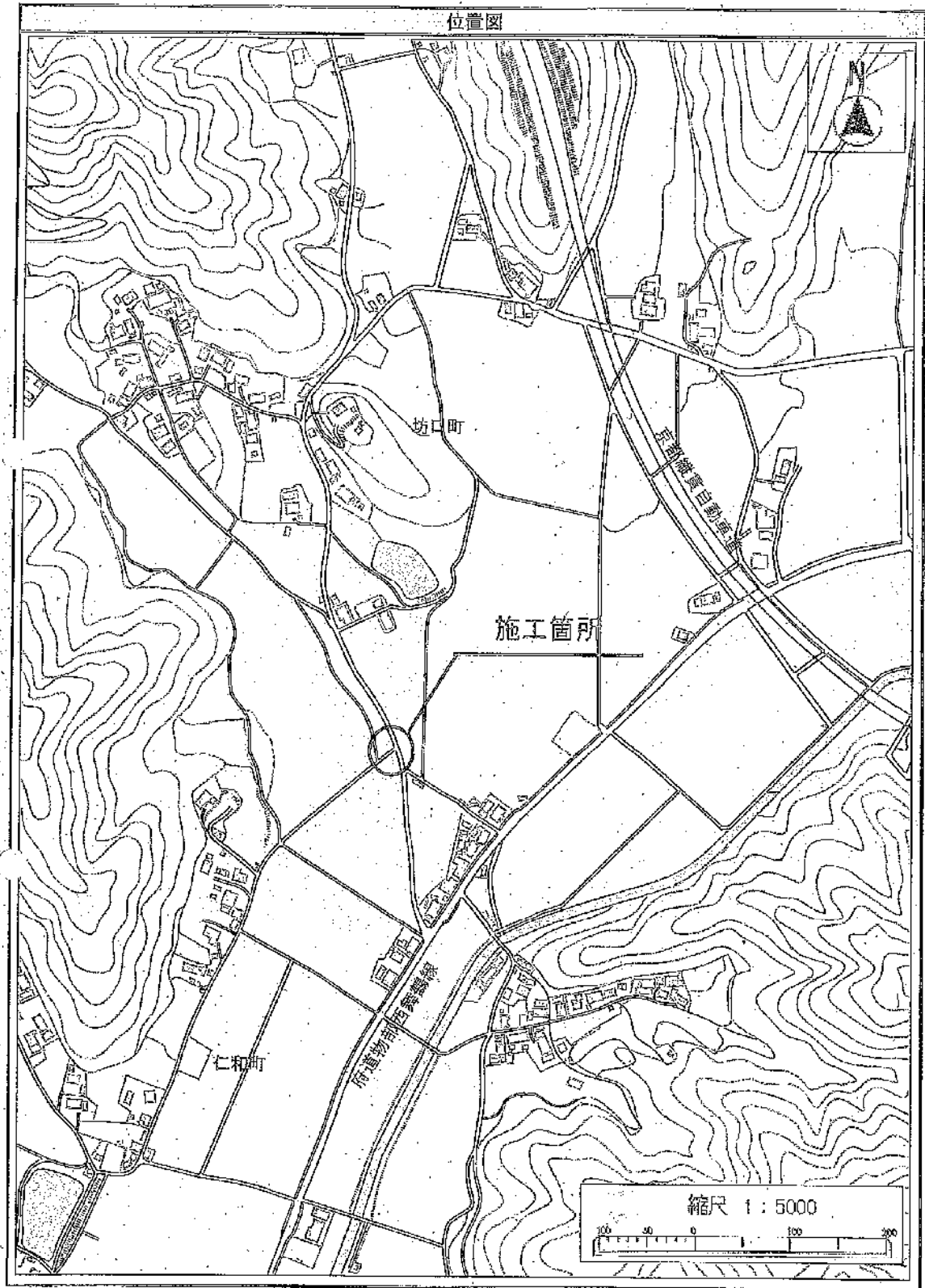
## 2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3, 500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3, 500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3, 500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第 1 1 6 号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置（２－２）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

### 1 工事概要

- |           |                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 2 7 8 号                                        |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプ設置（２－２）工事                                    |
| (3) 工事場所  | 綾部市味方町（別添位置図参照）                                      |
| (4) 工事概要  | マンホールポンプ 1 箇所                                        |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 1 月 1 0 日から<br>令和 3 年 3 月 3 1 日まで（1 4 2 日間） |

### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和2年10月12日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))  
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は880円です。

##### （2）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和2年10月15日（木）午前9時から午後6時まで  
令和2年10月16日（金）午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で10月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加資格確認通知について

- （1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年10月22日（木）から  
令和2年10月23日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年10月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。



## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和2年10月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和2年11月 2日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年11月4日（水）午前9時45分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。



- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1  
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

⑩

綾 部 市 長      様

様式-2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和      年      月      日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

## 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

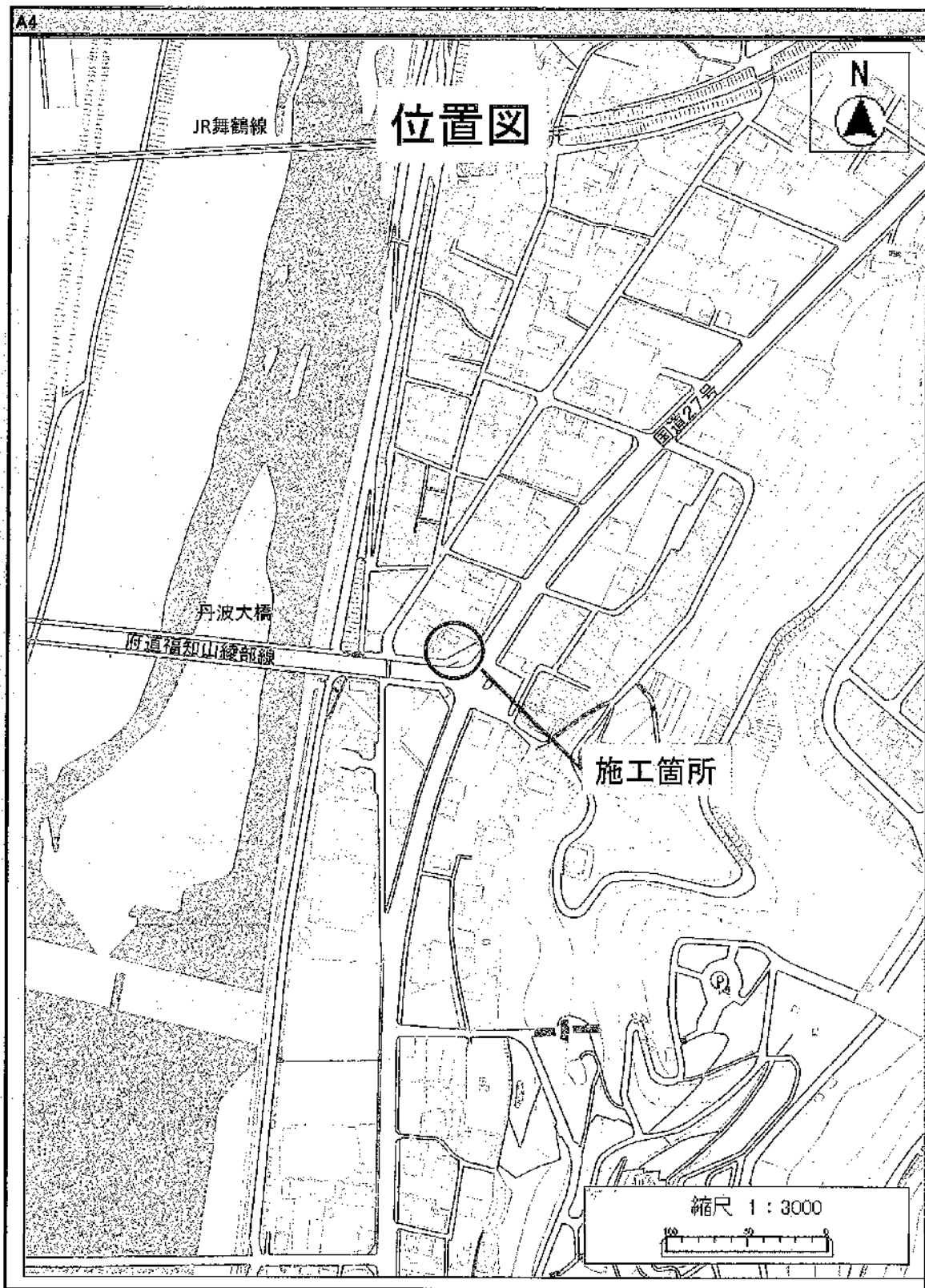
## 2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
  - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



マンホールポンプ設置(2-2)工事

## 綾部市公告第 1 1 7 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 3 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 2 8 0 号                                              |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 3                                                |
| (3) 工事場所  | 綾部市睦合町外（別添位置図参照）                                           |
| (4) 工事概要  | 小型合併処理浄化槽設置<br>5 人槽構造基準型 2 基<br>7 人槽構造基準型 P 付 1 基<br>計 3 基 |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 1 月 1 0 日から<br>令和 3 年 2 月 1 7 日まで（1 0 0 日間）       |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書



電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

（2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和2年10月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は670円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年10月15日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年10月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年10月22日（木）から

令和2年10月23日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年10月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### （1）入札期間

①日時 令和2年10月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和2年11月2日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### （2）開札の日時

令和2年11月4日（水）午前10時00分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

⑨

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

## 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

## 2) 主任技術者

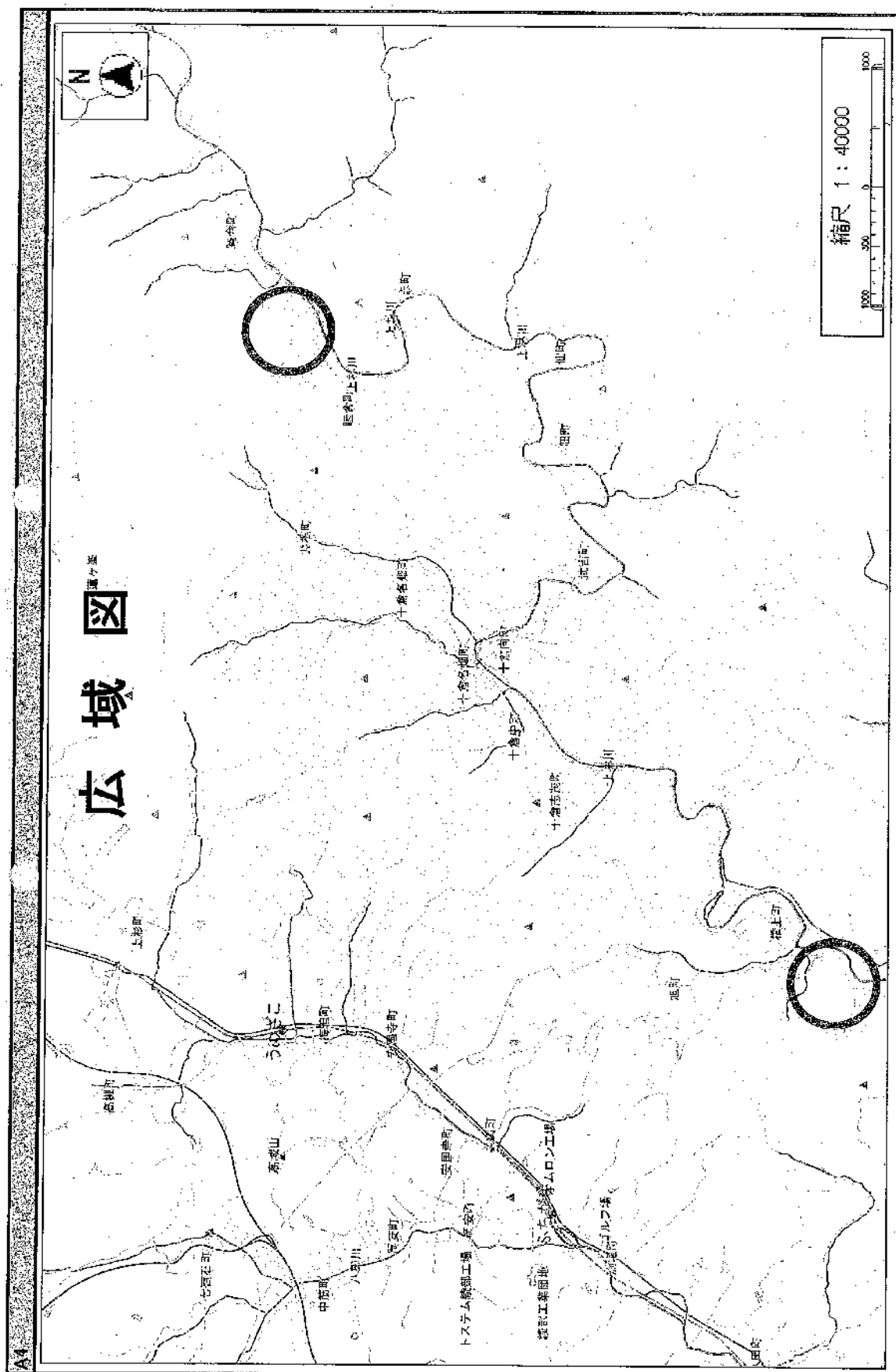
- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

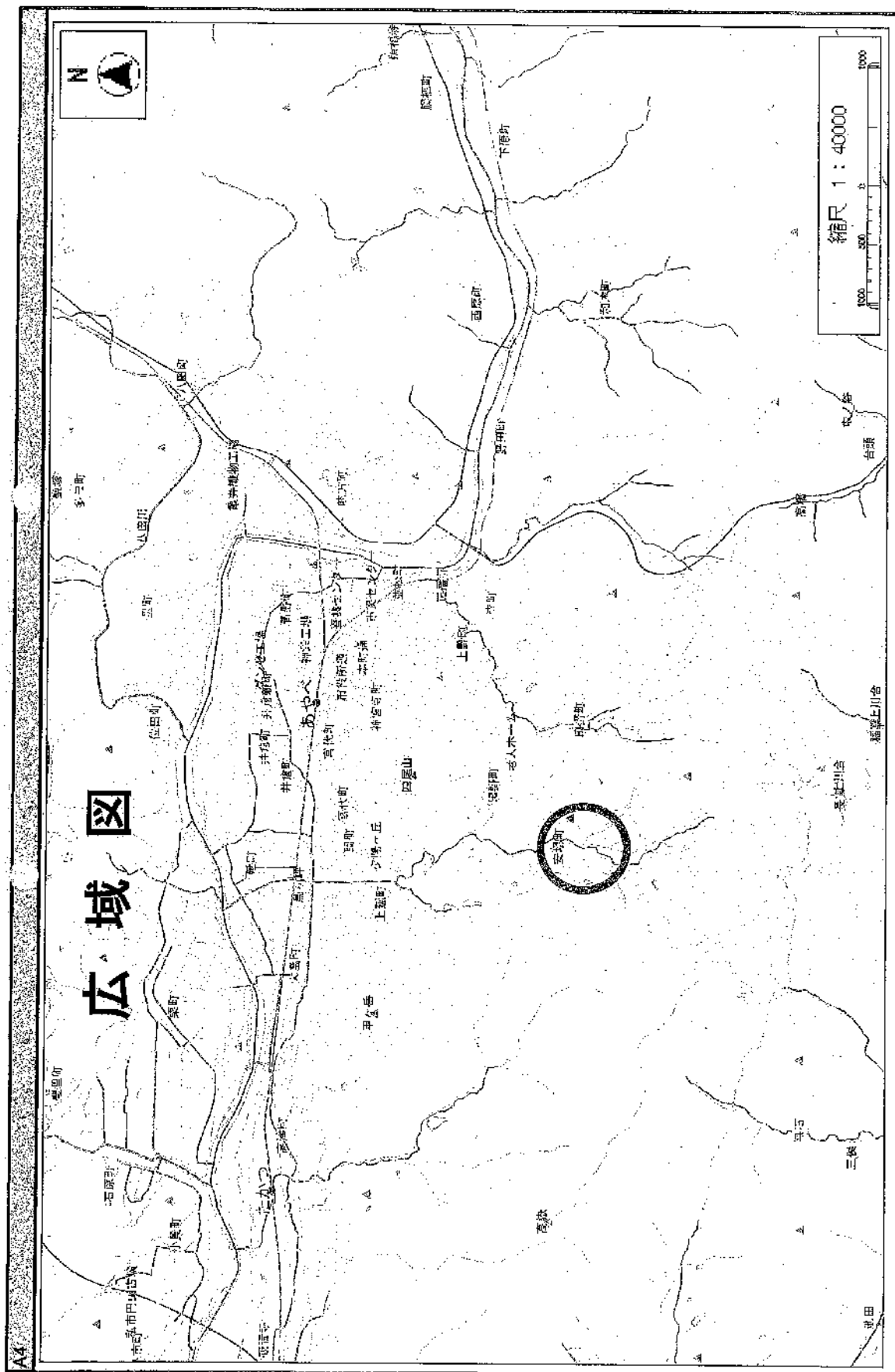
## 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)  
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。







## 綾部市公告第 1 1 8 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 4 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 2 8 1 号                                              |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 4                                                |
| (3) 工事場所  | 綾部市金河内町外（別添位置図参照）                                          |
| (4) 工事概要  | 小型合併処理浄化槽設置<br>5 人槽構造基準型 P 付 1 基<br>7 人槽構造基準型 2 基<br>計 3 基 |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 1 月 1 0 日から<br>令和 3 年 2 月 1 7 日まで（1 0 0 日間）       |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

（2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和2年10月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は730円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年10月15日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年10月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年10月22日（木）から

令和2年10月23日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年10月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### （1）入札期間

①日時 令和2年10月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和2年11月 2日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### （2）開札の日時

令和2年11月4日（水）午前10時15分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

⑨

綾 部 市 長      様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所



様式－ 3

# 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

## 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

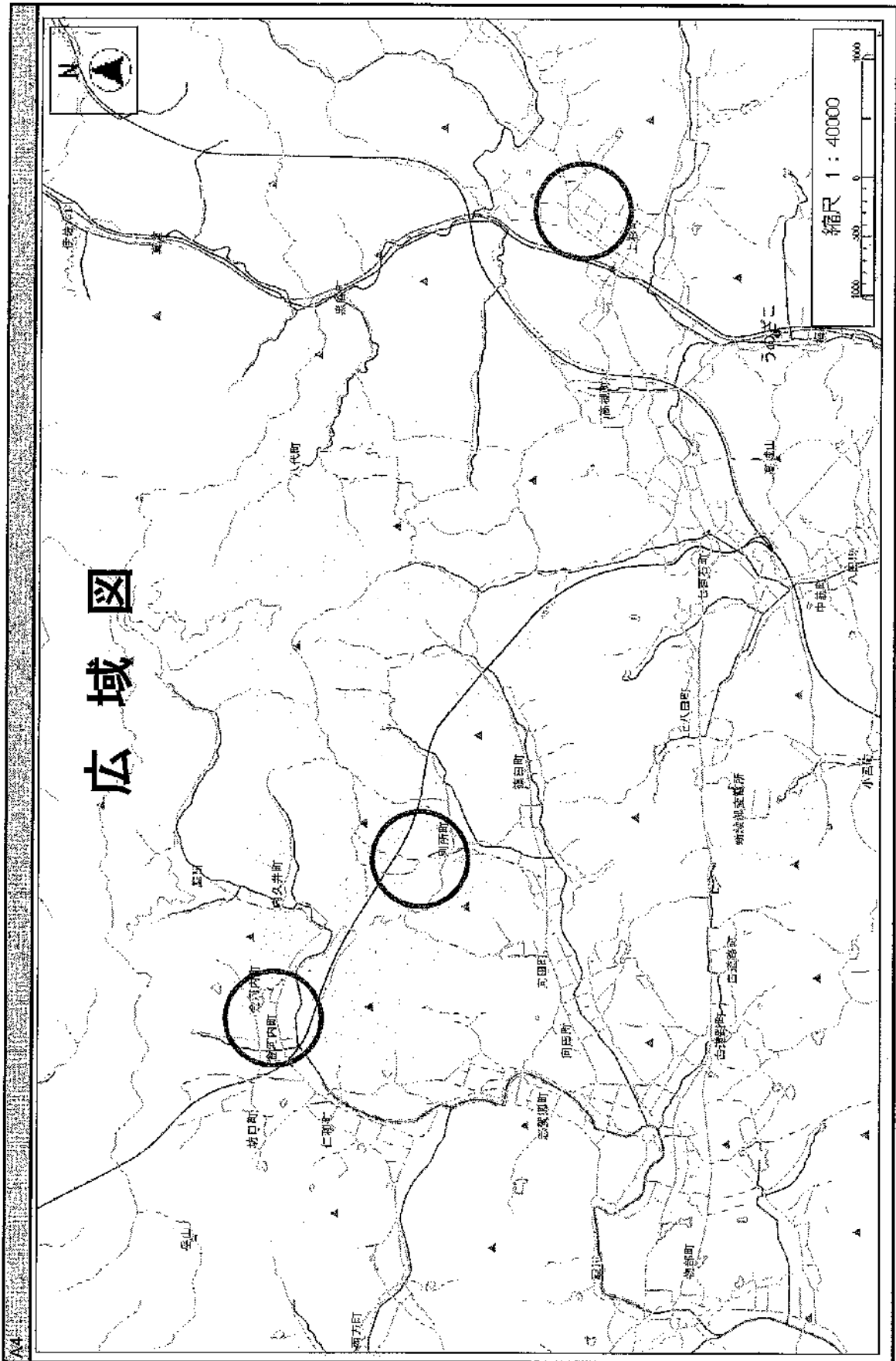
## 2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)  
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第 1 1 9 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 5 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |                                                                             |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 2 8 2 号                                                               |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 5                                                                 |
| (3) 工事場所  | 綾部市新庄町外（別添位置図参照）                                                            |
| (4) 工事概要  | 小型合併処理浄化槽設置<br>5 人槽構造基準型 1 基<br>5 人槽構造基準型 P 付 1 基<br>7 人槽構造基準型 1 基<br>計 3 基 |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 1 月 1 0 日から<br>令和 3 年 2 月 1 7 日まで（1 0 0 日間）                        |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年10月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は620円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年10月15日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年10月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年10月22日（木）から

令和2年10月23日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年10月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### （1）入札期間

①日時 令和2年10月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和2年11月 2日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### （2）開札の日時

令和2年11月4日（水）午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし



ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

#### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

#### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

#### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp



様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和      年      月      日

綾部市長 山 崎 善 也      様

住              所

氏              名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

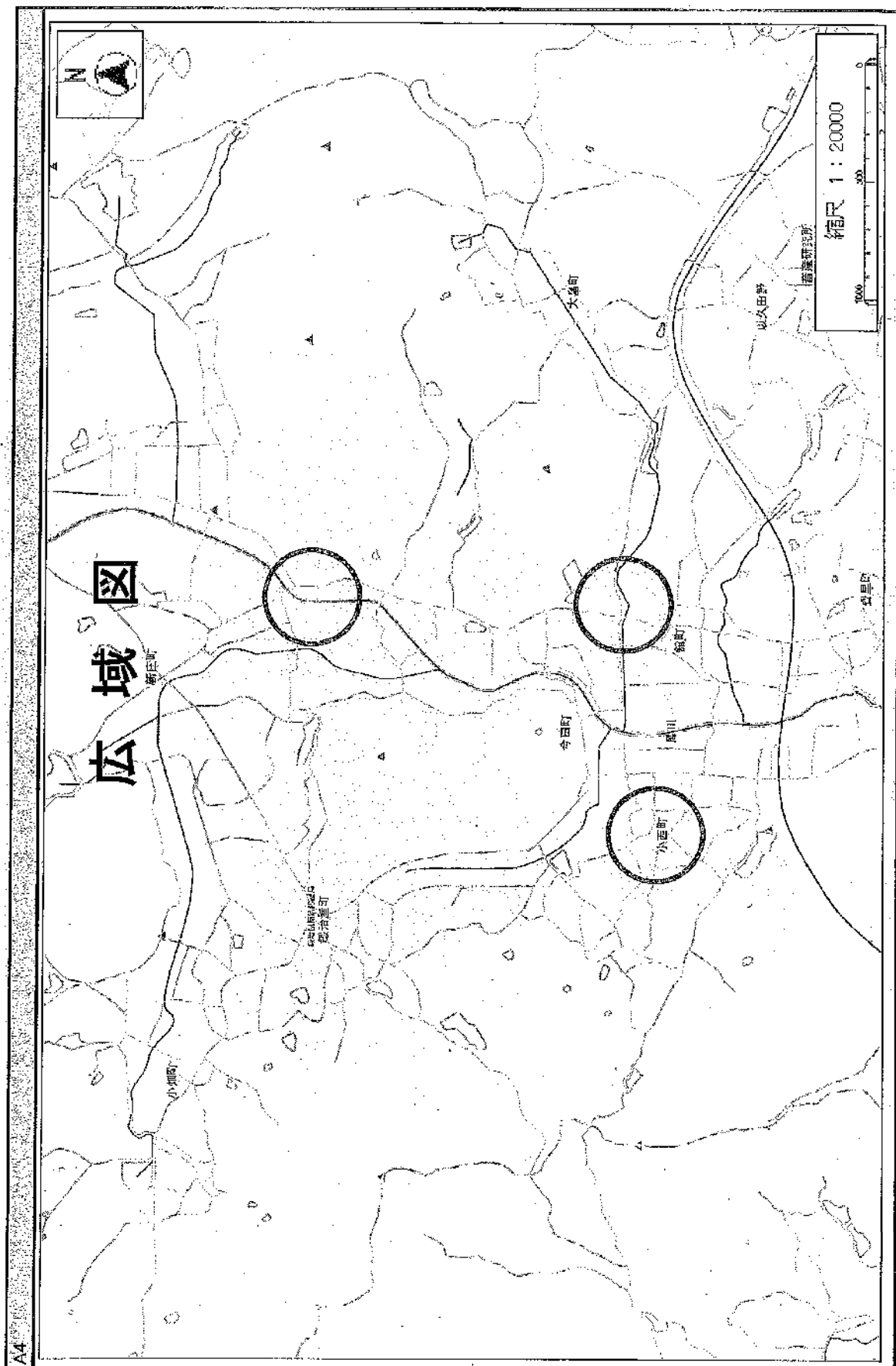
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 2 0 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

## 綾部市公告第121号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づきインフルエンザ予防接種を実施するので、予防接種法施行令（政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和2年10月12日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 実施期間 令和2年10月1日～令和3年1月30日
- 2 自己負担 1,500円  
ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度がありますが、事前に市保健推進課や社会福祉課で手続きが必要です。
- 3 対 象 満65歳以上の方（接種日に満65歳に達する方を含む。）

## 4 実施医療機関

| 名称                    | 所在地         |
|-----------------------|-------------|
| 綾 部 市 立 病 院           | 青野町大塚20-1   |
| 綾 部 ル ネ ス 病 院         | 大島町二反田7-16  |
| 京 都 協 立 病 院           | 高津町三反田1     |
| あ や べ 協 立 診 療 所       | 駅前通1        |
| 大 久 保 医 院             | 本町8丁目115    |
| 米 谷 外 科 整 形 外 科 医 院   | 田町13        |
| 米 谷 医 院 口 上 林 診 療 所   | 十倉名畑町欠戸18-6 |
| 白 波 瀬 医 院             | 岡町鳥居27-3    |
| 志 賀 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク | 宮代町15       |
| 中 島 整 形 外 科 医 院       | 幸通9         |
| 西 村 医 院               | 栗町小東4-3     |
| 野 間 医 院 八 田 診 療 所     | 上杉町渋市2      |
| 畑 内 科 医 院             | 青野町高田91     |
| 安 村 外 科 内 科 診 療 所     | 井倉町大將軍37    |
| 柳 川 整 形 外 科 医 院       | 大島町二反田7-20  |
| 山 下 整 形 外 科 医 院       | 青野町西青野28-3  |
| 由 良 産 婦 人 科 小 児 科 医 院 | 本町1丁目20     |
| 横 山 医 院               | 若松町庵ノ上58-10 |
| 綾 部 市 志 賀 郷 診 療 所     | 志賀郷町北町19-2  |
| 綾 部 さ く ら ホ ー ム       | 高津町遠所1-611  |
| 松 寿 苑 診 療 所           | 田野町田野山2-163 |
| 綾 部 老 人 保 健 施 設 あ や べ | 小畑町埋野98-1   |



綾部市公告第 1 2 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 2 年 1 0 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和 2 年 1 0 月 1 5 日から令和 2 年 1 0 月 2 9 日まで

## 綾部市公告第 1 2 3 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 1 3 条第 1 項第 4 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 2 年 1 0 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 異動により指定内容の一部を変更する業者

| 事 業 所 名     | 代表者氏名 | 所 在 地                | 変 更 日            |
|-------------|-------|----------------------|------------------|
| 株式会社 猪田テクノス | 猪田 卓二 | 船井郡京丹波町蒲生古池 2 1 番地 1 | 令和 2 年 8 月 2 8 日 |

## 綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

## 異動届の内容

|            | 指定<br>番号 | 事 業 所 名     | 代 表 者 氏 名 | 所 在 地                |
|------------|----------|-------------|-----------|----------------------|
| <b>変更後</b> | 142      | 株式会社 猪田テクノス | 猪田 卓二     | 船井郡京丹波町蒲生古池 2 1 番地 1 |
| <b>変更前</b> | 142      | 株式会社 猪田テクノス | 猪田 浩三     | 船井郡京丹波町蒲生古池 2 1 番地 1 |

綾部市公告第 1 2 4 号

住民基本台帳法第 3 4 条第 2 項の規定に基づく調査により、住民基本台帳法施行令第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者の住民票を職権によって消除したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 2 年 1 0 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 消除した年月日 令和 2 年 1 0 月 1 6 日

2 消除した住民票

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 住 所  | 京都府綾部市私市町中村段 1 0 2 番地 |
| 氏 名  | 高 山 良 子               |
| 生年月日 | 昭和 2 1 年 7 月 2 9 日    |
| 性 別  | 女                     |

綾部市公告第 1 2 5 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、綾部農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画書並びに提出意見書の要旨及び処理結果を次により縦覧に供する。

令和 2 年 1 0 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

令和 2 年 1 0 月 1 6 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農林課

綾部市公告第 1 2 6 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 1 3 条第 1 項第 4 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 2 年 1 0 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

| 事 業 所 名            | 代 表 者 氏 名 | 所 在 地               | 変 更 日            |
|--------------------|-----------|---------------------|------------------|
| 株式会社<br>京都公害防止センター | 土佐 隆之     | 綾部市井倉新町宮坂 1 1 番地の 1 | 令和 2 年 1 0 月 1 日 |

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

|     | 指定<br>番号 | 事 業 所 名            | 代 表 者 氏 名 | 所 在 地               |
|-----|----------|--------------------|-----------|---------------------|
| 変更後 | 25       | 株式会社<br>京都公害防止センター | 土佐 隆之     | 綾部市井倉新町宮坂 1 1 番地の 1 |
| 変更前 | 25       | 株式会社<br>京都公害防止センター | 野間 浩幸     | 綾部市井倉新町宮坂 1 1 番地の 1 |

綾部市公告第 1 2 7 号

橋りょう長寿命化対策事業、市道中筋宮の前線（姫渡橋）橋梁補修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 2 8 5 号                                        |
| (2) 工 事 名 | 市道中筋宮の前線（姫渡橋）橋梁補修工事                                  |
| (3) 工事場所  | 綾部市中筋町（別添位置図参照）                                      |
| (4) 工事概要  | L = 1 9 m W = 3 . 1 m<br>橋梁補修工 1 橋                   |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 1 月 2 5 日から<br>令和 3 年 3 月 3 1 日まで（1 2 7 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和2年10月26日(月) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))  
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は670円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和2年10月29日(木) 午前9時から午後6時まで  
令和2年10月30日(金) 午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で10月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年11月6日(金) から  
令和2年11月9日(月) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年11月11日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は

行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年11月16日(月) 午前9時から午後6時まで  
令和2年11月17日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年11月18日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。



## 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

## 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式-2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

## 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

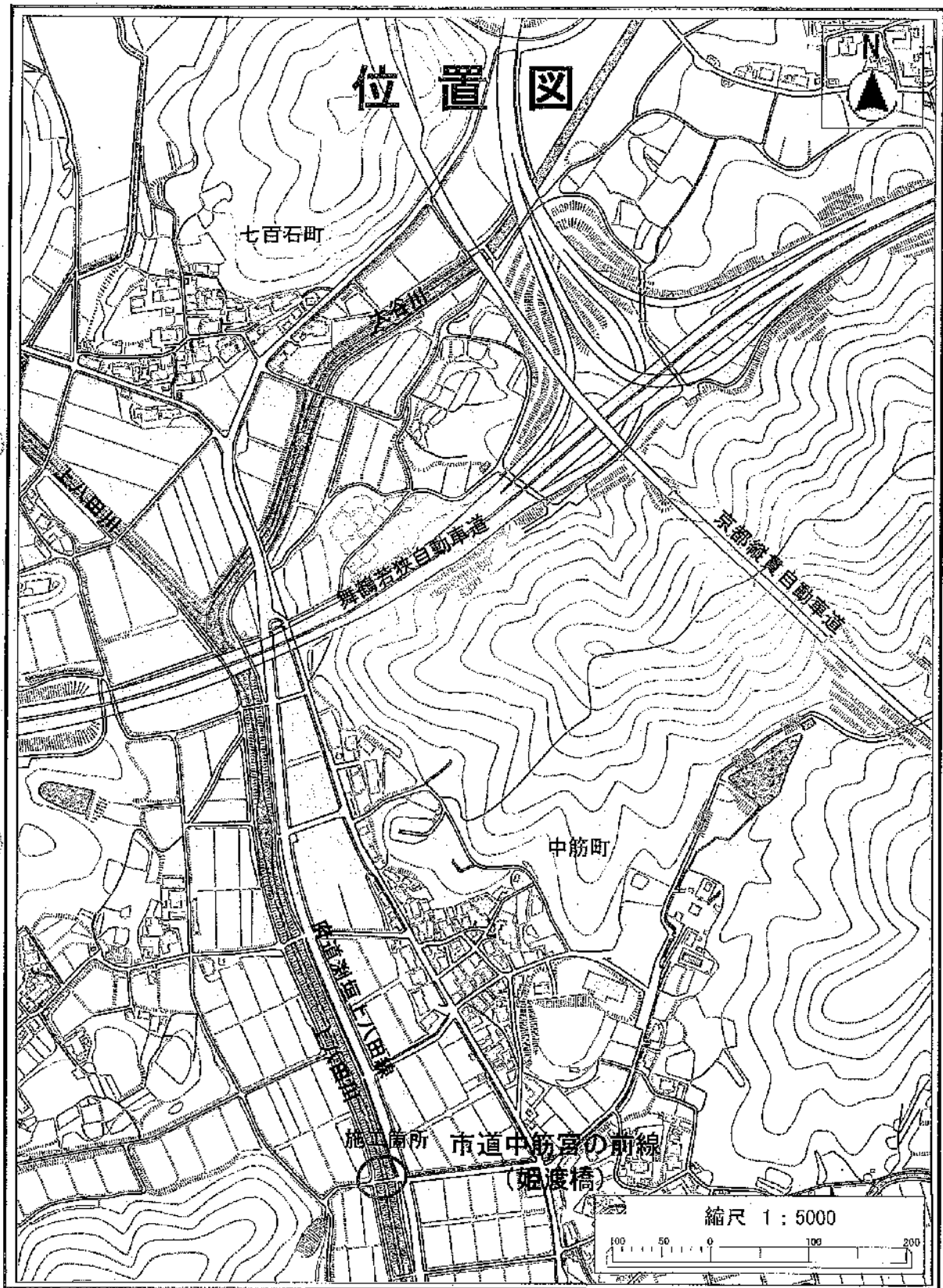
## 2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第 1 2 8 号

農業用施設等改良整備事業、山の神池改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 2 8 6 号                                        |
| (2) 工 事 名 | 山の神池改修工事                                             |
| (3) 工事場所  | 綾部市上延町（別添位置図参照）                                      |
| (4) 工事概要  | 取水施設工<br>底樋工 一式<br>斜樋工 一式                            |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 1 月 2 5 日から<br>令和 3 年 3 月 3 1 日まで（1 2 7 日間） |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提



出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年10月26日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は460円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年10月29日(木) 午前9時から午後6時まで

令和2年10月30日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年11月6日(金) から

令和2年11月9日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年11月11日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和2年11月16日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年11月17日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年11月18日（水）午前9時45分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

## 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

⑩

綾 部 市 長      様

様式-2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

**2) 主任技術者**

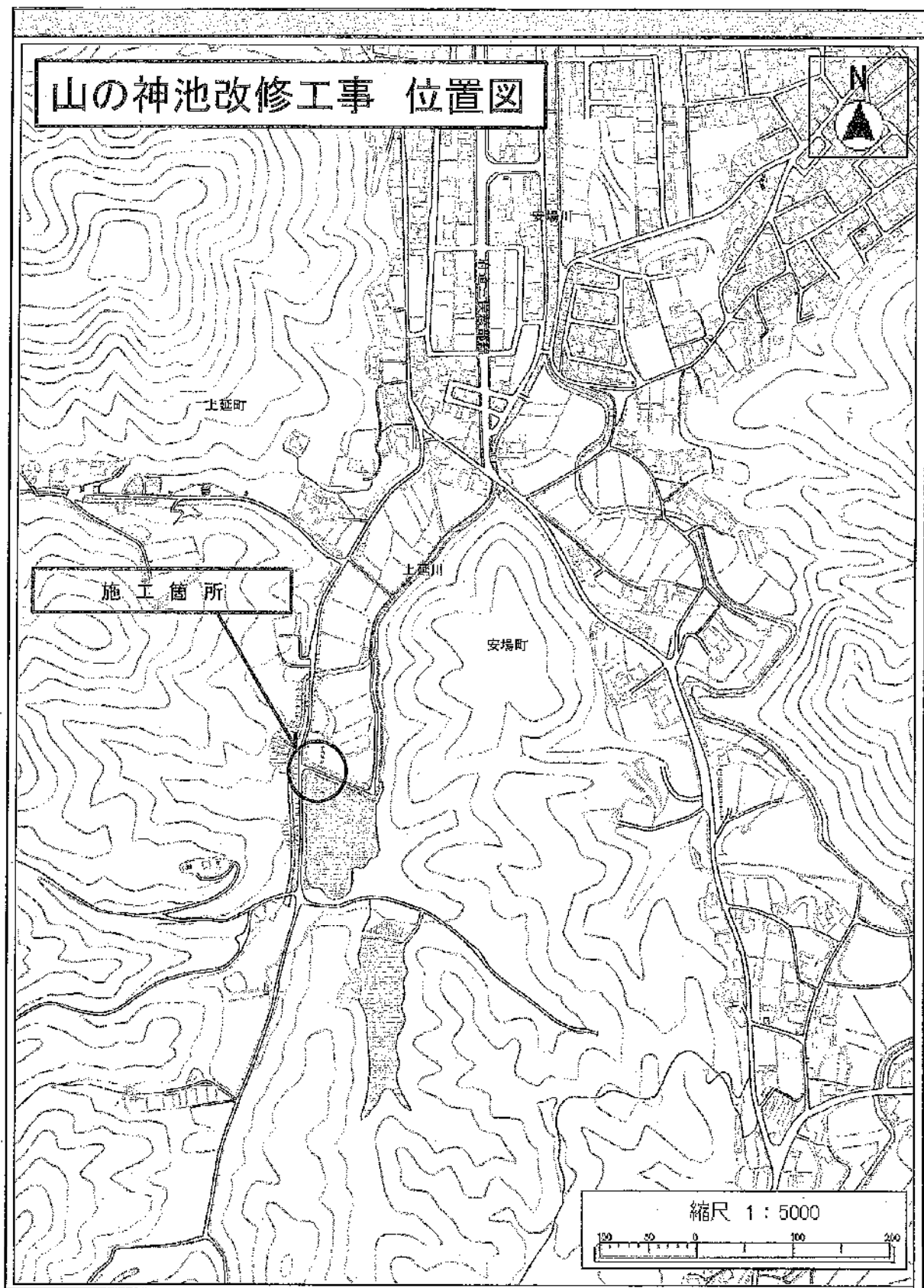
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第 1 2 9 号

原子力災害時避難円滑化モデル実証事業、あやべ球場防災照明整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 2 8 7 号
- (2) 工 事 名 あやべ球場防災照明整備工事
- (3) 工事場所 綾部市上杉町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L E D 投光器設置  
場内用 1 2 個  
場外用 6 個
- (5) 予定工期 令和 2 年 1 1 月 2 5 日から  
令和 3 年 3 月 2 4 日まで（1 2 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年10月26日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は220円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年10月29日(木) 午前9時から午後6時まで

令和2年10月30日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年11月6日(金) から

令和2年11月9日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年11月11日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和2年11月16日(月) 午前9時から午後6時まで  
令和2年11月17日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出11月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年11月18日(水) 午前10時00分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

## 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

⑩

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |



## 【記載上の注意事項】

## 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

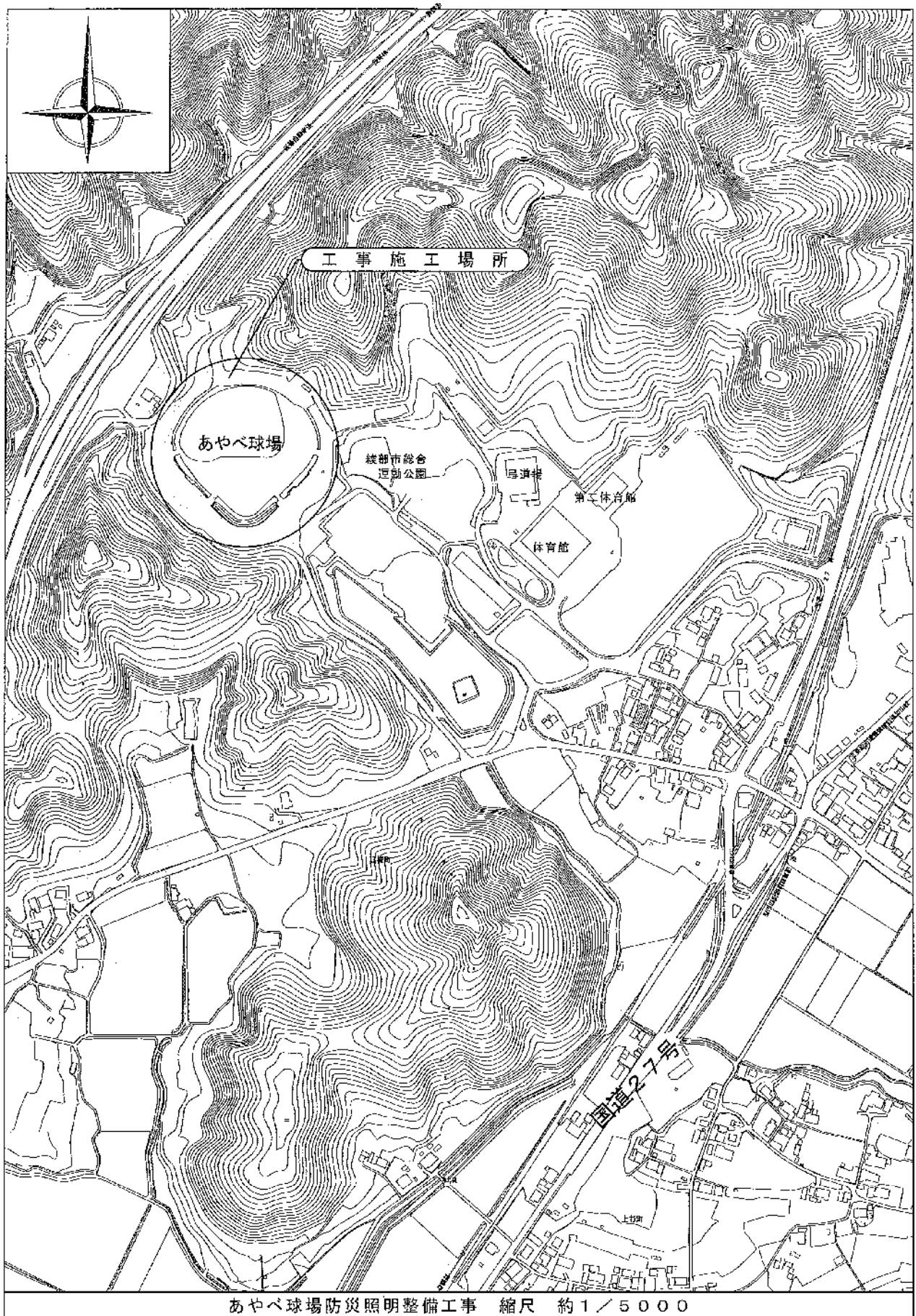
## 2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第 1 3 0 号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置（２－１）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 2 8 8 号                                        |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプ設置（２－１）工事                                    |
| (3) 工事場所  | 綾部市田野町（別添位置図参照）                                      |
| (4) 工事概要  | マンホールポンプ 1 箇所                                        |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 1 月 2 5 日から<br>令和 3 年 3 月 3 1 日まで（1 2 7 日間） |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

## (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿



電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和2年10月26日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))  
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は810円です。

##### （2）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和2年10月29日（木）午前9時から午後6時まで  
令和2年10月30日（金）午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で10月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加資格確認通知について

- （1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年11月6日（金）から  
令和2年11月9日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年11月11日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年11月16日(月) 午前9時から午後6時まで  
令和2年11月17日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出11月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年11月18日(水) 午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1  
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

⑩

綾 部 市 長      様



様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

## 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

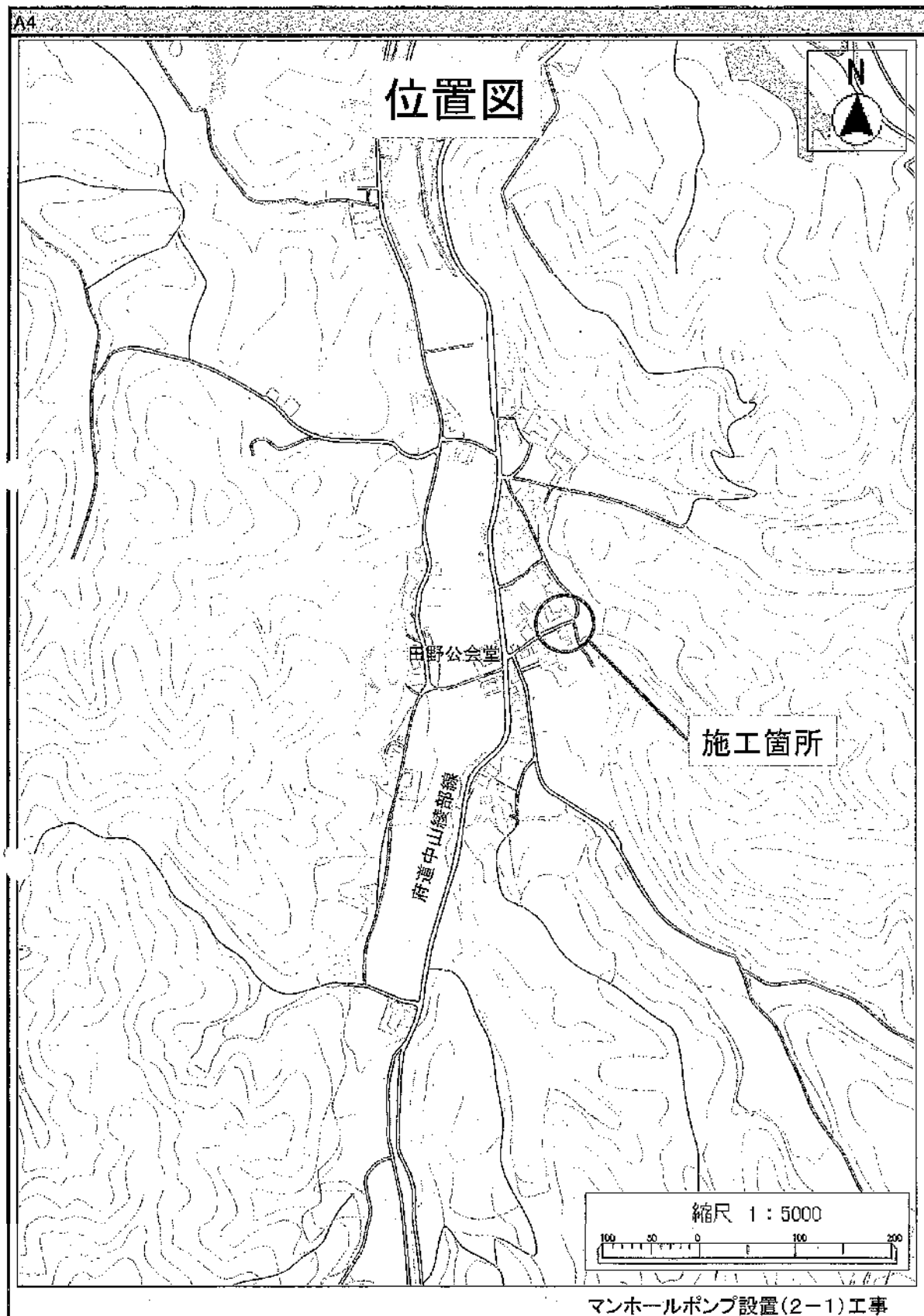
## 2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第 1 3 1 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 6 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |                                                                             |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 2 8 9 号                                                               |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 6                                                                 |
| (3) 工事場所  | 綾部市物部町外（別添位置図参照）                                                            |
| (4) 工事概要  | 小型合併処理浄化槽設置<br>5 人槽構造基準型 1 基<br>7 人槽構造基準型 1 基<br>7 人槽構造基準型 P 付 1 基<br>計 3 基 |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 1 月 2 5 日から<br>令和 3 年 3 月 4 日まで（1 0 0 日間）                          |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年10月26日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は670円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年10月29日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年10月30日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年11月6日（金）から

令和2年11月9日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年11月11日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### （1）入札期間

①日時 令和2年11月16日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年11月17日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### （2）開札の日時

令和2年11月18日（水）午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし



ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

#### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

#### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

#### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

# 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

### 2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 3 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)



綾部市公告第 1 3 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 1 0 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第134号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年10月27日

綾部市長 山 崎 善 也

- |   |      |                     |
|---|------|---------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和2年10月19日 午後3時30分頃 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市岡町地内             |
| 3 | 動物種  | 猫                   |
| 4 | 毛 色  | 白、黒                 |
| 5 | 性 別  | 雌                   |
| 6 | 体 格  | 小                   |

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年10月30日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第135号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年10月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- |   |      |            |       |
|---|------|------------|-------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和2年10月25日 | 午後1時頃 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市駅前通地内   |       |
| 3 | 動物種  | 猫          |       |
| 4 | 毛 色  | 白、黒        |       |
| 5 | 性 別  | 雄          |       |
| 6 | 体 格  | 大          |       |

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年11月2日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第 1 3 6 号

綾部市モバイルルータ調達業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 2 年 1 0 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の綾部市モバイルルータ調達業務について、事業者の選定にあたり別添「綾部市モバイルルータ調達業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市モバイルルータ調達業務公募型プロポーザル審査表

| 事業者名             |                                                                                                                                                               | 審査員名 |                                      |      |    |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------|------|----|
| 項目               | 詳細                                                                                                                                                            | 項目   | 配点<br>評価基準                           |      | 得点 |
|                  |                                                                                                                                                               |      | 項目                                   | 評価基準 |    |
| 事業者の実績           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の経営概念、経営規模、財務状況等は十分な信頼性、遂行能力があるか。</li> <li>・会社の事業内容は本業務を受託するにあたり妥当なものか。</li> <li>・過去に類似業務を受注した十分な実績があるか。</li> </ul> | 20   | 極めて優れている                             | 20   |    |
|                  |                                                                                                                                                               |      | 優れている                                | 16   |    |
|                  |                                                                                                                                                               |      | 普通                                   | 12   |    |
|                  |                                                                                                                                                               |      | やや劣る                                 | 8    |    |
|                  |                                                                                                                                                               |      | 劣る                                   | 4    |    |
| 初期経費             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルルータ導入に係る初期経費</li> </ul>                                                                                           | 10   | 10×最低参考見積金額／参考見積金額<br>(※初期経費補助対象外部分) |      |    |
| 経常経費             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間のうち4月21日～5月19日（29日間）のみ30GB/月以上のプラン</li> <li>・上記以外の期間は利用しない場合の通信料</li> <li>・令和2年の新型コロナウイルス感染拡大による休校期間を参考</li> </ul> | 50   | 50×最低参考見積金額／参考見積金額<br>(※経常経費部分)      |      |    |
| 回線休止             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用しない期間に費用が一切発生しない場合加点する。</li> </ul>                                                                                  | 10   | 費用が発生しない                             | 10   |    |
|                  |                                                                                                                                                               |      | 費用が発生する                              | 0    |    |
| その他、提案内容の特筆すべき利点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の特筆すべき利点があるか。</li> </ul>                                                                                            | 10   | 特筆する利点<br>(理由を記述し、10点を上限に任意加点)       |      |    |
| 合計               |                                                                                                                                                               | 100  |                                      |      |    |

## 綾部市モバイルルータ調達業務公募型プロポーザル仕様書

### 1 要旨

新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業に備え、Wi-Fi 環境が整っていない家庭に貸与するモバイルルータを整備するにあたり、調達するモバイルルータの仕様を示すものである。

### 2 調達物品

|          |                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| 品目       | モバイルルータ                                                     |
| 台数       | 633 台                                                       |
| 通信方式     | LTE 対応であること                                                 |
| Wi-Fi 規格 | Wi-Fi 4 (IEEE 802.11n) 以上対応であること                            |
| 付属品      | 充電器、取扱説明書                                                   |
| 保証期間     | 1 年以上                                                       |
| その他      | 必要となる初期設定を含むこと（端末とモバイルルータの接続は除く）<br>iPad を接続しオンライン授業で利用する想定 |

### 3 通信契約

- (1) 利用時に月間 30GB 以上の通信容量が提供されること。
- (2) 通信容量が超過した場合、データ容量の追加ができること。
- (3) 利用しない月の料金負担が軽減できる料金プランであること。
- (4) 通信料の発生は原則令和 3 年度からとし、仮に令和 2 年度から費用が発生する場合も最低限の額とすること。

### 4 納品物

- (1) 調達物品（モバイルルータ本体及び付属品）
- (2) 調達物品リスト
- (3) 運用マニュアル

### 5 納入場所

綾部市教育委員会事務局学校教育課

### 6 その他留意事項

- (1) 受託者は、基本仕様書に疑義が生じた場合は、あらかじめ契約締結前に明確にしておくものとする。
- (2) 受託者選定後、当市と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し契約締結を行うものとする。なお、契約後の業務内容は必ずしも提案内容と同じに実施するものではない。
- (3) 受託者は、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。

# 綾部市モバイルルータ調達業務 公募型プロポーザル実施要領

令和2年10月

綾部市教育委員会学校教育課

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業に備え、Wi-Fi 環境が整っていない家庭に貸与するモバイルルータを整備し、オンライン学習が可能な環境を準備する。

公募型プロポーザル方式により事業者からの提案を募り、より優れた実施方法を選定する。

2 件名

綾部市モバイルルータ調達業務

3 仕様書

別添「綾部市モバイルルータ調達業務仕様書（以下、仕様書）」のとおり

4 納入場所

綾部市教育委員会事務局学校教育課

5 納入期限及び予算額

（１）納入期限

令和３年３月３１日

（２）令和２年度予算額

購入費（初期設定費用含む）

9,051,900 円

通信料（納入と同時に通信料が発生する場合を想定した予算。原則通信料は令和３年度から。）

488,676 円

4 導入業者選定方式

（１）事業者の提案の中から最も優れた評価を得た事業者に優先交渉権を付与し契約締結に向け交渉を行う。

（２）本プロポーザルは、優先交渉権の設定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権を得た事業者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

（３）契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

5 契約条件

資格要件の確認基準日は本業務の募集開始日とし、契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は契約締結を行わないものとする。

（１）過去に本件と同様、またはそれに類する業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。



- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年綾部市告示第 10 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び当市市税を滞納していないこと。
- (6) 当市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触しないこと。

## 6 スケジュール

| 期 日                 | 項 目                        | 備 考                     |
|---------------------|----------------------------|-------------------------|
| 令和 2 年 10 月 28 日（水） | 募集開始                       | ホームページ及び公告              |
| 令和 2 年 11 月 6 日（金）  | 質問書提出                      | 電子メールにて受付               |
| 令和 2 年 11 月 9 日（月）  | 質問書回答                      | 電子メールにて回答               |
| 令和 2 年 11 月 17 日（火） | 提案書提出期限                    | 持参又は郵送                  |
| 令和 2 年 11 月 18 日（水） | プレゼンテーション審査<br>（動画データでの審査） |                         |
| 令和 2 年 11 月 19 日（木） | ヒアリング送付                    | 提案内容に対するもの<br>電子メールにて送付 |
| 令和 2 年 11 月 20 日（金） | ヒアリング回答期限                  | 電子メールにて回答               |
| 令和 2 年 11 月 24 日（火） | 審査結果通知                     | 郵送及び電子メール               |
| 交渉権を得た事業者と調整後       | 受託者決定・契約締結                 |                         |
| 令和 3 年 3 月 31 日（水）  | 納品完了期限日                    |                         |

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

## 7 応募方法

仕様書の業務内容を踏まえ、次のとおり提案書等を提出のこと。

### (1) 提出物

ア プレゼンテーション動画

イ 提案書等届出書（様式第 1 号）

ウ 会社概要書（様式第 2 号）

エ 業務実績書（様式第 3 号）

オ 提案書（任意様式）

書式：A4 判・横書き・両面印刷・文字サイズ 10.5 ポイント以上

・提案事項

カ 参考見積書（様式第 4 号）

仕様書に基づき積算すること。なお指定の様式のみで説明できない事項がある場合、任意様式の見積書を併せて提出することを認める。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 4 部、正本データ及びプレゼンテーション動画データ (DVD、USB メモリ等)

(3) 提出方法

郵送または持参

8 提案内容

仕様書に基づき提案するにあたり、以下の内容を必須事項とする。その他、他社にない特筆すべき利点がある場合は提案すること。

(1) 事業者説明

(2) モバイルルータ機器説明

(3) 料金プラン説明

9 審査の概要

(1) 選定方法

プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

なおコロナウイルス対策として会場設定してのプレゼンテーションは実施せず、動画データとして提供されたプレゼンテーション内容を元に審査を行うため、創意工夫し限られた提案時間の中で要旨を伝えること。

(2) プレゼンテーション審査日

令和 2 年 11 月 18 日 (水)

(3) 時間制限

動画データの時間は最大 30 分間とする。

(4) ヒアリング

提案を受けた内容に対し電子メールでヒアリングを行い、ヒアリング回答書 (様式第 6 号) の内容を審査に反映する。

ヒアリング送付日：令和 2 年 11 月 19 日 (木)

ヒアリング回答日：令和 2 年 11 月 20 日 (金)

(5) 審査基準

各参加者からの提案を受け、選定委員が項目ごとに配点する。選定委員の配点を集計し、合計点が最も高かった事業者を優先交渉権者とする。なお複数の事業者が最高得点を得た場合、審査員による協議の上、順位を決定する。

|                                                                                                                    |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <b>【事業者の実績】</b><br>・会社の経営概念、経営規模、財務状況等は十分な信頼性、遂行能力があるか。<br>・会社の事業内容は本業務を受託するにあたり妥当なものか。<br>・過去に類似業務を受注した十分な実績があるか。 | 20 点 |
| <b>【初期経費】</b><br>・モバイルルータ導入に係る初期経費                                                                                 | 10 点 |

|                                                                                                                    |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <b>【経常経費】</b><br>・1年間のうち4月21日～5月19日（29日間）のみ30GB/月以上のプラン、<br>その他の期間は利用しない場合の通信料<br>・上記の日数は令和2年の新型コロナウイルス感染拡大による休校期間 | 50 点 |
| <b>【回線休止】（加点のみ）</b><br>・利用しない期間に費用が一切発生しない場合加点する。                                                                  | 10 点 |
| <b>【その他、提案内容の特筆すべき利点】（加点のみ）</b><br>・独自の特筆すべき利点があるか。                                                                | 10 点 |

（6）審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書及び電子メールで通知する。

審査結果通知予定日：令和2年11月24日（火）

10 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- （1）提出期限を過ぎて提出された場合。
- （2）同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合。
- （3）提出書類に虚偽の記載があった場合。
- （4）審査の公平性を害する行為があった場合。
- （5）応募資格の要件を満たさなくなった場合。
- （6）提案に対して談合等、不正行為があった場合。
- （7）その他事務局が不適切と認めた場合。

11 質問等の受付及び回答

本業務の内容等について、質問等がある場合は、下記のとおり質問書を提出すること。

（1）提出書類

質問書（様式第5号）

（2）提出方法

電子メールによる提出のみ（gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp）

（3）提出期限

令和2年11月6日（金）午後5時まで（必着）

（4）回答

令和2年11月9日（月）までに、電子メールで回答。

※質問等の内容について電話で確認することがある。

12 その他

- （1）実施要領と仕様書を確認の上、事務局宛てに参加意向を表明すること。参加意向表明の期限や連絡方法については指定しない。参加意向表明をした上で辞退する場合、連絡をすること。

- (2) 提出書類の作成、応募、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (5) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。（提出方法は事務局と調整のこと。）
- (7) 電子メールの通信事故等について、当市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### 13 事務局

綾部市教育委員会事務局教育部学校教育課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

TEL : 0773-42-4322

FAX : 0773-43-0991

E-mail : gakokyoiku @city.ayabe.lg.jp

(様式第 1 号)

## 提案書等届出書

令和 2 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

事業者名

代表者名

印

綾部市モバイルルータ調達業務において、提案書等を提出します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当するものであること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

## 記

|   | 提出書類             | 提出数                  |
|---|------------------|----------------------|
| ア | プレゼンテーション動画      | データ                  |
| イ | 提案書等届出書（様式第 1 号） | 正本 1 部、副本 部<br>及びデータ |
| ウ | 会社概要書（様式第 2 号）   | 〃                    |
| エ | 業務実績書（様式第 3 号）   | 〃                    |
| オ | 提案書              | 〃                    |
| カ | 参考見積書（様式第 4 号）   | 〃                    |

※Microsoft Office がインストールされた標準的な Windows 10 端末で閲覧可能なデータ形式とする。

本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先

|             |  |
|-------------|--|
| 所 属         |  |
| 担当者氏名       |  |
| 電 話 番 号     |  |
| E ・ m a i l |  |

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

(様式第 2 号)

## 会社概要書

令和 2 年 4 月 1 日現在

|               |      |        |        |     |
|---------------|------|--------|--------|-----|
| 事業者名          |      |        |        |     |
| 代表者名          |      |        |        |     |
| 所在地           |      |        |        |     |
| 設立年月日         |      |        |        |     |
| 貸借対照表総資本額     |      |        |        |     |
| 損益計算書税引前当期純利益 |      |        |        |     |
| 常勤職員の数        | 技術職員 | 事務職員   | その他の職員 | 合 計 |
|               | 人    | 人      | 人      | 人   |
| 主な業務内容        |      |        |        |     |
| 本業務に係る部署名     |      |        |        |     |
| 代表者氏名         |      |        |        |     |
| 所在地           |      |        |        |     |
| 電話番号          |      | FAX 番号 |        |     |
| 取扱業務          |      |        |        |     |
| その他特記すべき事項    |      |        |        |     |

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期純利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

## 業務実績書

事業者名 \_\_\_\_\_

| 発注者 | 契約日   | 契約台数 | 契約金額 (税込) |
|-----|-------|------|-----------|
|     | 年 月 日 | 台    | 円         |
|     | 年 月 日 | 台    | 円         |
|     | 年 月 日 | 台    | 円         |
|     | 年 月 日 | 台    | 円         |
|     | 年 月 日 | 台    | 円         |
|     | 年 月 日 | 台    | 円         |
|     | 年 月 日 | 台    | 円         |
|     | 年 月 日 | 台    | 円         |
|     | 年 月 日 | 台    | 円         |

※モバイルルータ調達に関する法人向け業務実績を記載してください (受注済みで未完了の案件含む)。なお教育、行政及び近隣の実績を優先してください。

(様式第4号)

## 参考見積書

事業者名

### 提案機器（モバイルルータ）

| モバイルルータ（初期設定費用を含む） |          |       |
|--------------------|----------|-------|
| 機種名                |          |       |
| LTE最大通信速度          | 下り（Mbps） | 0Mbps |
|                    | 上り（Mbps） | 0Mbps |
| Wi-Fi規格            |          |       |
| その他特記事項            |          |       |
| 単価（税込）             | 0円       |       |

### 料金プラン

| 料金プラン     |          |         |                   |
|-----------|----------|---------|-------------------|
| 料金プラン     | 30GB/月以上 | 利用しない期間 | その他提案可能なデータ容量のプラン |
| データ容量（GB） | 0GB      |         | 0GB               |
| 回線        |          |         |                   |
| その他特記事項   |          |         |                   |
| 月額料金（税込）  | 0円       | 0円      | 0円                |

※サービスエリアの影響もあり料金についてはdocomo、au、softbankの優先順位で提示してください。

### 参考見積（令和3年度末まで）

| 経費区分 | 件名                                   | 国庫補助対象内外             | 金額（633台分） |
|------|--------------------------------------|----------------------|-----------|
| 初期経費 | モバイルルータ<br>（初期設定費用を含む）               | 補助対象<br>（439人分最大1万円） | 0円        |
|      |                                      | 補助対象外                | 0円        |
| 経常経費 | 通信料（利用しない期間）<br>令和3年4月1日～令和3年4月20日   | 補助対象外                | 0円        |
|      | 通信料（30GB/月以上）<br>令和3年4月21日～令和3年5月19日 |                      | 0円        |
|      | 通信料（利用しない期間）<br>令和3年5月20日～令和4年3月31日  |                      | 0円        |
|      | その他諸経費<br>料金プラン変更による事務手数料等           |                      | 0円        |
| 合計金額 |                                      |                      | 0円        |



(様式第 5 号)

令和 2 年 月 日

住所  
 事業者名  
 所属  
 担当者氏名  
 電話番号  
 E-mail

## 質問書

綾部市モバイルルータ調達業務公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

| 質 問 事 項 | 質 問 内 容 |
|---------|---------|
|         |         |
|         |         |
|         |         |

令和 2 年 11 月 6 日（金）午後 5 時までにメールにて提出してください。

提出先 綾部市教育委員会事務局教育部学校教育課  
 gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

(様式第 6 号)

令和 2 年 月 日

住所  
 事業者名  
 所属  
 担当者氏名  
 電話番号  
 E-mail

## ヒアリング回答書

綾部市モバイルルータ調達業務公募型プロポーザルのヒアリングについて、以下のとおり回答します。

| ヒアリング事項 | 回 答 内 容 |
|---------|---------|
|         |         |
|         |         |
|         |         |

令和 2 年 11 月 20 日（金）午後 5 時までにメールにて提出してください。

提出先 綾部市教育委員会事務局教育部学校教育課  
 gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

綾部市教育委員会告示第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和2年度第8回（10月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年10月16日

綾部市教育委員会

教育長 足立雅和

- 1 日 時 令和2年10月20日（火）午後4時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
  - ・議題17号 動産の取得について

綾部市教育委員会告示第 13 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条の規定により、令和 2 年度第 9 回（10 月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和 2 年 10 月 27 日

綾部市教育委員会

教育長 足 立 雅 和

- 1 日 時 令和 2 年 10 月 30 日（金）午前 10 時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 報告事項
  - ・ いじめアンケートについて
  - ・ 市内一斉声かけの日について
  - ・ 新成人へのメッセージの依頼について
- 4 事務連絡